

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	39 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年5月から58年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和58年9月の結婚を契機に、夫の両親から国民年金に加入することを勧められ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、20歳までさかのぼって納付するよう同支所の職員に言われ、後日、自宅に送付されてきた納付書により私が金融機関で納付した。申立期間②の保険料についても、私が夫婦二人分を一緒に金融機関で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和58年9月の結婚を契機に、その夫の両親から国民年金に加入するよう勧められて加入手続を行った際、市役所の支所の職員に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう言われ、後日、自宅に送付されてきた納付書により保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、納付書により保険料を納付することは可能であった上、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、同年同月ごろに行ったものと推認でき、その時点では、申立期間①のうち、20歳になった直後の56年7月から58年3月までの保険料は過年度納付することが可能な期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその夫の母親は、「嫁

(申立人)は、結婚した時点で国民年金に加入していなかったため、加入を勧め、結婚前の国民年金保険料の未納期間についてはさかのぼって保険料を納付したほうがよいと伝えて納付させた。」旨証言している上、申立人の夫も、結婚前に国民年金に加入した際、その時点でさかのぼって納付することが可能な期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、その夫の母親の証言には信憑性がある。

さらに、申立期間②の国民年金保険料については、オンライン記録によると昭和61年1月に納付書が発行されていることが確認できる上、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫については申立期間②と同じ期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人のみ当該期間の保険料を過年度納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫の両親も申立期間①及び②は納付済みであり、60歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の両親の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和58年9月の時点では、申立期間①のうち、56年5月及び同年6月については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付したとする行政機関においては、当時、時効を超えて保険料の納付を行ったことをうかがわせる記録は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①のうち、昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4697

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、短期大学在学中の昭和 44 年か 45 年ごろから、父親が経営する A で働き始めた。国民年金については、母親が国民年金の加入手続きを行い、私が母親に渡していた給料の中から、母親が国民年金保険料を納付していた。私が卒業した同年 4 月から保険料を納付した旨を母親から聞いたことを憶えている。

母親が、私の国民年金保険料を納付しないで、ほかの兄弟の保険料のみを納付することはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、第 1 回特例納付により、自身の保険料の未納を解消した後、加入期間の保険料をすべて納付し、昭和 46 年 4 月からは付加保険料の納付を開始していることに加え、申立人の兄についても当該特例納付により同様に未納を解消していることから、自身及びその家族について保険料の納付意欲が高かったと認められる。

また、申立期間直前まで申立人と同居していたその姉は、申立期間当時において、申立人が、両親及び申立人の兄夫婦と同居し、兄と共に申立人の父親が経営する A で働いていたこと、及び申立人の母親が家計を掌握し、家族の国民年金保険料を納付していたことを証言しており、現に、申立人の姉は、昭和 42 年 12 月から厚生年金保険適用事業所に勤務しているが、引き続き 44 年 12 月まで重複して国民年金保険料が納付されている（後に還付）。このことから、申立人が主張するように申立人の母親が同居家族の保険料を納付

していたことをうかがうことができ、家業に従事していた申立人について、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 50 年 1 月ごろと推認でき、この時期は第 2 回特例納付の実施期間中であり、前述のとおり、申立人の母親は、現に特例納付によって自身及び申立人の兄の国民年金保険料の未納を解消していることから、申立人についても特例納付を行った可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳のころから住み込みで働いていた A に来た集金人に勧められて、その A の経営者と一緒に国民年金の加入手続を行った。

その後、年配の女性の集金人が、数か月ごとに A に来たので、経営者と一緒に国民年金保険料を納付していた。保険料額は、最初は 100 円で、次第に値上がりし、400 円から 500 円になった。保険料を納付すると、国民年金手帳に領収印を押してもらったり、領収書^{おぼ}をもらったりしたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のころから住み込みで働いていた A に来た集金人に勧められて、その A の経営者と一緒に国民年金の加入手続を行い、その経営者と一緒に、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i) 申立人及びその経営者の国民年金手帳記号番号は、17 番違いで払い出されていること、ii) 申立人及びその経営者の国民年金の被保険者資格取得時期は、どちらも昭和 37 年 4 月であること、iii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致していること、iv) 申立人が申立期間当時居住していた区では、同年 7 月から印紙検認方式、46 年 4 月から領収書方式の集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間を除いて、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 37 年 4 月から第 3 号被保険者となる前月の平成 8 年 11 月までの 25 年

以上にわたる期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が勤務していたAの経営者は、「申立人と一緒に国民年金の加入手続きを行い、店に来ていた年配の女性の集金人に、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時、申立人の給料は安かったが、住み込みで働いており、保険料を納付するだけの資力はあったので、申立人が、保険料を納付しなかったとは考えられない。」旨証言している上、その経営者は、申立期間を含めて、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 37 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料がすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年3月まで
② 平成5年6月から同年8月まで
③ 平成6年3月から同年7月まで
④ 平成6年12月から7年3月まで
⑤ 平成7年4月から11年3月まで

私は、平成4年10月当時、A県内の会社に勤務していた。雇用形態の関係で厚生年金保険に加入できなかったため、自分自身で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。会社近くの金融機関で毎月保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②及び③は、仕事をしておらず収入も無かった時期だが、預貯金があったため、国民年金保険料を納付する資力はあった。申立期間④及び⑤は自宅でBの仕事をしており、やはり保険料を納付する資力はあった。申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていること、申立期間⑤の保険料が申請により免除された期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時勤務していた会社では雇用形態の関係から厚生年金保険に加入することができなかったため、自ら国民年金に加入し、国民年金保険料については、会社近くの金融機関で、給料をもらうごとに、毎月納付していたと述べている。当時、申立人が勤務したとする会社に保管されていた平成3年7月から4年3月までの雇用契約書の内容は申立人の記憶とおおむね一致しており、会社近くの金融機関で保険

料を納付していたとする申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

また、平成5年4月に国民年金保険料の改定（値上げ）が行われているが、申立人は、申立期間①直後の同年同月及び同年5月の保険料を納付していることから、より安価な申立期間①の保険料を未納のままにしたとは考えにくいことに加え、申立期間①は6か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間②から④までについては、申立人は、平成5年4月以降においては、自宅近所の郵便局で国民年金保険料を納付していたとともに、保険料の原資に関しても、申立期間②及び③当時は、仕事をしていなかったが、預貯金を生活資金に充てていたこと、申立期間④当時は、自宅でBの仕事を開始していたことから、申立期間②から④までの保険料を納付する資力はあったと述べるほか、当時の定額郵便貯金証書などを資料として当委員会に提出している。しかし、保険料の納付状況については、納付する資力はあったと主張するにとどまっている上、当該証書からは、申立期間②から④まで、申立人が郵便貯金の預け入れをしていたこと、及びその払戻しを複数回行っていたことは確認できるものの、払い戻した貯金の用途は不明であり、当該証書における貯金の払戻記録をもって、申立人が払い戻した貯金を原資に、申立期間②から④までの保険料を納付したものと推認することは難しい。

また、申立人は当初、申立期間②について国民年金保険料の免除の申請を行っていたと述べていたが、当委員会から免除の申請の状況などを聴取した結果、申立内容を訂正し、当時の保険料額についても具体的に憶えていないなど、記憶が曖昧であり、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間③及び④について、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続をその都度適切に行っていたと述べている。しかし、オンライン記録では、申立人の平成6年8月1日の国民年金の資格喪失日、及び同年12月21日の国民年金の資格取得日は、7年2月に6年8月から同年12月までの厚生年金保険被保険者期間が追加されたことによりさかのぼって追加されていることから、7年2月より前の時点においては、申立人は6年3月から引き続き国民年金の被保険者とされていたと考えられる。この厚生年金保険被保険者期間の記録の追加によって、同年8月から同年11月までの国民年金保険料が還付された記録は無いことから、7年2月の記録追加の時点において当該期間の保険料は未納であったと考えられることを踏まえると、申立人がその前後の申立期間③及び④の保険料を納付していたと考えることは難しい。

- 3 申立期間⑤について、当該期間は国民年金保険料の免除の承認を受けた

期間とされているが、申立人は、申立期間④から引き続き生活状況等に変化は無かったことから、自ら保険料の免除を申請したとは考えられず、またその記憶も無いと述べている。しかし、申立人はBの仕事による年収は120万円程度だったとも述べていることに加え、申立期間③及び④の保険料が未納とされていることを踏まえると、平成7年度以降、申立人が免除の申請を行っていたものと考えても不合理とは言えない。

また、申立人は申立期間⑤の途中の平成9年11月に転居しており、二つの異なる市が、連続して記録管理を誤ったと考えることも難しい。

さらに、申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成元年8月まで
② 平成2年9月から同年11月まで

私は、妹に勧められて、昭和63年3月ごろに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その時点で、さかのぼって納付することが可能であった加入手続き時より前の期間の国民年金保険料を、3回又は4回に分けて、自宅近くの銀行で納付書により納付した。その後は、口座振替により、保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和63年3月ごろに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その時点で、さかのぼって納付することが可能であった加入手続き時より前の期間の国民年金保険料を、3回又は4回に分けて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間②は、保険料を納付することが可能な期間である上、元年9月から申立期間②直前の2年8月までの期間及び申立期間②直後の同年12月から3年3月までの期間の保険料が、それぞれ、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記

号番号は、平成3年10月に払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和63年3月ごろには、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した60年4月までさかのぼって保険料を納付することができる特例納付は実施されていないことから、申立人が、さかのぼって納付したのは、平成元年9月から3年3月までの保険料であったと考えるのが合理的である。

また、申立人は、加入手続を行ったとする時期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

私は、結婚した昭和42年4月ごろに、自宅近くの市民センターで国民年金の加入手続を行った。その後、しばらくの間は、私が、既に国民年金に加入していた夫及び私の二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、途中から、市民センターで夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年1月から52年3月までの期間について、申立人は、結婚した42年4月ごろに、自宅近くの市民センターで国民年金の加入手続を行い、その後、しばらくの間は、既に国民年金に加入していた申立人の夫及び申立人の二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、途中から、市民センターで夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人は、結婚後に勤務していた夫が経営する会社が発行した47年、51年及び52年の給与支払報告書を所持し、そのいずれの給与支払報告書にも社会保険料控除額が記載されており、その金額は、それぞれ、前年に当たる46年、50年及び51年1年分の保険料額と一致していることから、申立人は、当該給与支払報告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人は、結婚後に勤務していた夫が経営する会社が発行した昭和53年の給与支払報告書も所持しており、その給与支払報告書に記載されている社会保険料控除額は、52年1年分の国民年金保険料額とおおむね一致している上、同年4月から同年12月までの期間の保険料は、納付済みと

されていることから、同年1月から同年3月までの期間の保険料が納付されていたと考えるとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、昭和46年1月から52年3月までの期間のうち、9か月を除いて保険料がすべて納付済みとされている上、その夫の46年分から52年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている金額は、一人分の保険料額であると認められることから、申立人が、給与支払報告書を所持していない47年1月から49年12月までの期間についても、給与支払報告書が発行され、当該期間の保険料が納付されていたと考えるとしても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和42年4月から45年12月までの期間について、申立人が所持する47年の給与支払報告書の摘要欄に記載された内容から、申立人の夫の経営する会社は、46年9月に法人化されていることが確認できること、及び申立人は、その夫の経営する会社が法人化される前に、給料を受け取っていたかについての記憶が定かではないことから、当該期間に係る給与支払報告書まで発行されていたとは考えにくく、前述の給与支払報告書を所持している期間と同様に、当該期間の国民年金保険料が納付されていたとまでは推認し難い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から45年12月までの国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和42年4月から45年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、30 歳を過ぎたころ、区役所に相談に行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続後、しばらくしてから区役所の広報により国民年金保険料をさかのぼって納付できる特別な制度があるということを知り、しばらく悩んでいたが、その後も何度か広報で同じ内容の記事を見たので、さかのぼってまとめて保険料を納付することにした。保険料の納付については、口座から必要な金額を引き出し、昭和 50 年ごろに妻が 10 万円ぐらいを金融機関で納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30 歳を過ぎたころ、国民年金の加入手続を行い、しばらくしてから特例納付制度があることを知り、昭和 50 年ごろに申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、48 年 10 月に行われたと推認され、37 年 8 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は強制加入期間である上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付が実施されていた時期であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立人が所持する貯金通帳によると、昭和 50 年 11 月に 10 万円を引き出していることが確認で

きることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料の納付を行ったとする金融機関は、申立期間当時実在しており、保険料を収納していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の加入直後から口座振替により保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

私は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料だけ、納付していないことは考えられない。

年金手帳にも、申立期間の国民年金の加入記録が記入してあるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることに加え、国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、オンライン記録では、申立期間の前後の期間は、国民年金第3号被保険者となっているものの、その記録は、申立期間直後の平成4年11月の時点で、申立人の元夫が厚生年金保険に加入したことを確認したことにより、第1号被保険者から第3号被保険者となったものであるため、当該期間当時、申立人は第1号被保険者であったと考えられることに加え、オンライン記録によると、当該期間当時居住していた市に、同年4月に転居した旨が記載されているため、当該期間の国民年金保険料の納付書は、当該期間当時居住していた市から、申立人に発行されていた可能性があると考えられ、保険料の納付意欲が高かった申立人が、その納付書により、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月及び同年10月
② 平成8年10月から9年7月まで

申立期間①について、私は、平成4年9月末に会社を辞めてから2週間後に会社から書類が届いたので、その書類を持参し、市役所の行政センターで、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

平成4年11月に次の会社に入社する直前、次の会社の人から、国民年金と国民健康保険の被保険者資格喪失の手続をしてるように言われ、その後、新しい健康保険被保険者証を持って同行政センターに行くと、窓口の職員に、国民年金保険料が2か月分未納となっていると言われ、その場で、手持ちのお金から申立期間①の保険料をまとめて納付した。

申立期間②について、私は、平成8年10月に会社を辞めてすぐに、市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行い、次の会社に入社する前の月である9年4月までの国民年金保険料を、郵便局で納付書により、毎月納付していた。

次の会社には平成9年5月下旬に入社し、同年8月に、会社の人から国民年金と国民健康保険の被保険者資格喪失の手続をしてるように言われ、国民健康保険被保険者証、新しい健康保険被保険者証及び年金手帳を持って、市役所の行政センターに行き手続を行った。

その手続の際、窓口の職員から、会社に入社してから厚生年金保険に加入するまでの平成9年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付するよう言われ、手持ちのお金からまとめて納付した。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所、国民年金保険料を納付した時期や場所及びその方法についての記憶が具体的であり、会社を辞めて2週間後の平成4年10月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと述べていることについても、オンライン記録によると申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の国民年金第3号被保険者該当による入力処理日から、同年同月ごろに加入手続が行われていたことが推認でき、申立内容と一致する上、その後、国民年金の被保険者資格喪失手続と一緒にを行ったと述べている国民健康保険^{びょう}の被保険者資格喪失手続の届出日も、一致することから、申立内容は信憑性が高いと認められる。

また、申立期間①は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることに加え、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、それまで勤めていた会社を退職してすぐの平成8年10月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、オンライン記録によると、12年8月18日に、8年10月から9年7月までの国民年金の資格記録が追加処理されており、それ以前は、申立期間②は未届けによる未加入期間であり、申立内容と合致しない上、当該期間の国民年金保険料は、申立内容で述べている時期に納付することはできない。

また、申立人は、平成8年10月に、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったと主張しているが、市役所によると申立人が当時、国民健康保険に加入した記録は無いことから申立内容^{そご}と齟齬が見られる。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付した証拠であるとして当委員会に提出した源泉徴収票、納税通知書などに記載された金額は、当該期間後に納付した厚生年金保険料とおおむね一致することから、その金額をもって当該期間の保険料と推認することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えすることは困難であることに加え、当該期間の大半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったものとは考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月及び同年6月

私の母親は、平成3年4月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、4年4月からは、私が保険料を納付してきた。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成3年4月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、4年4月からは申立人が、保険料を納付してきたと述べているが、申立人は、大学生が国民年金に強制加入となった3年4月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、当該期間後の切替手続も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の始期である平成5年5月に転居しているが、オンライン記録でも、国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、国民年金に対する関心が高かったと認められる申立人が住所変更手続を行っておきながら、2か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年2月まで
② 平成3年6月から同年11月まで
③ 平成4年3月
④ 平成4年9月から同年11月まで

私は、25歳になった平成4年の夏か秋ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に、市役所の職員から、国民年金保険料は、2年前までさかのぼって納付ができると教えられたので、現在の年度の保険料と、過去の年度の保険料を、納付書に現金を添えて、毎月1か月分ずつ納付していた。

私は、国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人は、平成4年の夏か秋ごろに、国民年金の加入手続を行い、現年度と過年度の国民年金保険料を定期的に1か月分ずつ納付していたと述べており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の20歳到達者及び国民年金第3号被保険者該当による入力処理日から、申立人が加入手続を行ったのは5年12月ごろと推認され、申立内容と一致しないものの、当該期間は、その時点において、保険料を過年度納付することができる期間であり、当該期間の前後の保険料は、6年1月以降に過年度納付により納付済みとされていることから、それぞれ1か月及び3か月と短期間である当該期間の保険料も同様に納付していたとしても

特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付書で納付していたと述べているが、上述のとおり、申立人の加入手続の時期は、平成5年12月ごろと推認できることから、申立期間①及び②のうち、3年10月までは、時効により納付書が発行されることはなく、保険料を納付することができない期間であることに加え、同年12月以降の保険料を同年同月分の時効直前の6年1月から納付を開始している事実から、3年11月以降の保険料を納付することができなかつたと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、平成5年12月ごろに行ったと推認される加入手続に伴い、払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回だけと述べている上、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された日を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4707

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年6月まで

私は、結婚し、転居をした昭和42年に、店を開店した。

店で働いていた私たち夫婦、弟、妹と従業員の分の国民年金保険料を、店に来ていた集金人に一緒に納付していたと思う。

申立期間の妻の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、60歳に達するまでの間、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、転居後の市で、再び国民年金の加入手続を行っており、その時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和44年7月ごろであると推認され、国民年金保険料の納付意欲が高い申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、その手帳記号番号の特殊台帳で納付日が確認できる45年10月までの間に、一度も保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、昭和36年4月に、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立人が申立期間直前に居住していた区において払い出されており、その手帳記号番号の特殊台帳には、42年12月に、申立期間当時居住していた市に転居していることが記入され、44年3月に、同市を管轄する社会保険事務所（当時）に移管されていることが確認できるにもかかわらず、同年7月ごろに、別途同市において、申立人の新たな手帳記号番号が払い出されていることに加え、

その手帳記号番号に係る特殊台帳では、申立期間である昭和 43 年度の国民年金保険料納付記録欄の納付月数が誤って記載されているほか、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻のオンライン記録では、申立期間に近接する、当初未納となっていた昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの期間について、市の被保険者名簿に残された納付記録により、保険料納付済期間に訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間は 1 回、かつ 6 か月と短期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと考えられる当時、申立人の住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は無かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 8 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間中も付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。平成 7 年 6 月に社会保険事務所（当時）へ行った際、申立期間が未加入であることを知った。私は、資格喪失^{おぼ}手続及び再加入手続を行った憶えが無いにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、オンライン記録上、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで未加入期間とされているが、その前後において申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、ほかに国民年金の被保険者資格を喪失する事情が見当たらないこと、その前後の期間について付加保険料を含め、国民年金保険料が納付済みとなっていることなど、申立期間が未加入期間となっているのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 53 年 3 月までのうち 2 年間

私達夫婦は、昭和 53 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、その後、時期は分からないが、区役所から「このままでは年金期間が不足する。」という旨の夫婦二人分の通知と、2 年分の国民年金保険料の納付書が届いたので、夫婦一緒にその納付書を持って、申立期間のうちの 2 年分の保険料をまとめて区役所の窓口で納付した。

私達夫婦は、申立期間のうちの 2 年分の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 2 月からは付加保険料も納付するなど、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 53 年 4 月から国民年金保険料が納付済みとなっているため、同年同月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間のうちの 2 年分の保険料をまとめて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、加入手続時期は 54 年 2 月ごろと推認でき、申立内容と一致しないものの、申立期間のうち、52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料は、その時点において、過年度納付することができる期間であり、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、当該期間の保険料も、同年 4 月以降の保険料と同様に過年度納付していたとしても特段不合理ではない。

さらに、付加保険料は制度上、納付期限までに納付しなければならず、

さかのぼって納付することができないが、特殊台帳の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の欄には、定額保険料が過年度納付されている旨の記載とともに、当該期間について、付加保険料も納付済みの記録が残されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定しきれない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 51 年 12 月までの期間については、上記のとおり申立人の加入手続時期は 54 年 2 月ごろと推認できることから、当該期間は時効により納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないほか、その当時実施されていた特例納付制度を利用して事情もうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月までのうち 2 年間

私達夫婦は、昭和 53 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、その後、時期は分からないが、区役所から「このままでは年金期間が不足する。」という旨の夫婦二人分の通知と、2 年分の国民年金保険料の納付書が届いたので、夫婦一緒にその納付書を持って、申立期間のうちの 2 年分の保険料をまとめて区役所の窓口で納付した。

私達夫婦は、申立期間のうちの 2 年分の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 2 月からは、付加保険料も納付するなど、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 53 年 4 月から国民年金保険料が納付済みとなっているため、同年同月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間のうちの 2 年分の保険料をまとめて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、加入手続時期は 54 年 2 月ごろと推認でき、申立内容と一致しないものの、申立期間のうち、52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料は、その時点において、過年度納付することができる期間であり、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、当該期間の保険料も、同年 4 月以降の保険料と同様に過年度納付していたとしても特段不合理ではない。

さらに、付加保険料は制度上、納付期限までに納付しなければならず、

さかのぼって納付することができないが、特殊台帳の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の欄には、定額保険料が過年度納付されている旨の記載とともに、当該期間について、付加保険料も納付済みの記録が残されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定しきれない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 51 年 12 月までの期間については、上記のとおり申立人の加入手続時期は 54 年 2 月ごろと推認できることから、当該期間は時効により納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないほか、その当時実施されていた特例納付制度を利用して事情もうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月まで

私が昭和 40 年 5 月に会社を退職した後、義父が私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、加入手続後の国民年金保険料については、しばらくの間納付していなかった。41 年 12 月に結婚し、46 年 4 月に転居した後、同年 10 月に夫が未納となっていた夫婦二人分の保険料を 2 年分さかのぼってまとめて納付した。

その後の国民年金保険料については、夫婦二人分を一緒に納付していたつもりだったが、昭和 55 年ごろに私のみ未納となっていることを区役所から知らされ、夫が 46 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料を 30 万円から 40 万円ぐらいさかのぼってまとめて納付した。夫婦が将来受け取る年金額に差が出ないように、夫が保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 5 月に会社を退職した後、その義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後、未納となっていた国民年金保険料を、その夫が 46 年 10 月に 2 年分さかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、41 年 1 月ごろと推認でき、その夫が納付したとする保険料額は、申立期間①当時、申立期間①の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、その夫が保険料を納付したとする金融機関は当時実

在していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、その夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、その夫は、「私は、当時未納となっていた夫婦二人分の保険料を、2年分さかのぼってまとめて納付した。」旨証言しているとともに、その夫の所持する領収書から、その夫の当該期間の保険料が昭和46年10月に収納されていることが確認できる。

- 2 申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、昭和55年ごろに、その夫がさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は、46年4月から国民年金の強制加入者であることから、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人の夫が納付したとする申立期間②の国民年金保険料額は、第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、その夫は、「私は、夫婦が将来受け取る国民年金の額に差が出ないように、昭和46年4月に転居してからの保険料をさかのぼってまとめて納付した。」旨証言している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

神奈川国民年金 事案 4712

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月

私の母親は、昭和48年ごろに、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、当初、母親が納付書により郵便局で納付していたが、50年ごろから夫の預金口座で口座振替により納付していた。申立期間の保険料については、諸手続を行うために区役所に出向いた際、窓口職員から61年5月から62年3月までの期間の保険料が未納であることを聞いたことから、当該期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した。しばらくした後、再度、区役所に出向いた際、納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納であることを知らされたため、手持ちの現金の中から納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間を除く昭和61年度の保険料を過年度納付してしばらくした後、納付したと主張しているところ、申立人の所持する領収書によると、申立期間を除く昭和61年度の保険料は昭和62年12月に納付していることが確認でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した直後に、偶然会った義妹は、「当時、義姉（申立人）から、国民年金保険料を1か月分だけ納付してきたから、手持ちの現金が足りず買い物ができないのでお金を貸してほしいと言われたことを憶えている。」旨証言している。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60歳以降も国民年金に任意加入し付加保険料を含め前納している期間も確認できるなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間、46年4月から48年9月までの期間及び49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から48年9月まで
④ 昭和49年1月から50年3月まで

私は、20歳になった昭和37年ごろに国民年金に加入したが、国民年金保険料を納付していない期間があった。53年ごろに、区の広報誌を読んだ妻から、「今まで納付していなかった保険料をさかのぼって納付できる最後の機会だから。」と強く勧められ、区役所で未納期間の月数と金額を計算してもらった。後日、自宅に納付書が届いたので、妻が、郵便局で25万円ぐらいの保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろに、郵便局で申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、申立期間①、②、③及び④について強制加入期間となっていることから、当該期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の妻が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間①、②、③及び④について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められ

ない。

さらに、申立人に特例納付を勧め、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したとするその妻は、「自分も第2回特例納付により保険料を納付したことがあったので、夫（申立人）にも勧め、さかのぼってまとめて保険料を納付した。」と証言しており、その妻は昭和36年4月から40年3月までの保険料を、第2回特例納付により納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①、②、③及び④後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月、同年 9 月、55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 51 年 8 月ごろに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、再び厚生年金保険に加入し、57 年 8 月に会社を退職した際も、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が、納付書により金融機関又は郵便局で未納とならないように納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 51 年 8 月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、切替手続後の国民年金保険料については、金融機関で納付書により納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間①直後の同年 10 月の保険料を現年度納付していることが申立人の特殊台帳で確認できることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったにもかかわらず、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間①は 2 か月と短期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料について、申立人の特殊台帳では保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

2 一方、申立期間③について、申立人は、昭和 57 年 8 月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、切替手続きを行った時期、場所及び保険料額についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳には、申立人が申立期間③について、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間③は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月、同年 9 月、55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで
② 昭和45年4月から54年12月まで

私は、会社を退職した後の昭和41年12月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私から保険料を預かった私の母親が、国民年金手帳を持参して市役所の窓口で納付した。42年12月に結婚した後は、転居先の市役所の支所で保険料を納付しており、申立期間②の保険料については、当初、納付するたびに国民年金手帳に検認印を押してもらい、しばらくしてからは納付書により3か月ごとにおぼに納付していた。私は、45年4月1日に国民年金の資格を喪失した覚えや55年1月14日に再加入の手続を行った覚えは無く、申立期間が未納又は未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を退職した後の昭和41年12月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その母親が、申立期間①の国民年金保険料を国民年金手帳により市役所で納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳の納付記録によると、申立人は、同年同月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることが確認できる上、当時、申立人が居住していた地域の市役所では、印紙検認方式により保険料を収納していたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間①の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変

化は認められないことから、途中の申立期間①のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間①と同じ期間の保険料が納付済みである。

- 2 一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、当初、印紙検認方式で納付していたと主張しているが、オンライン記録から、申立人が当該期間の保険料を印紙検認方式で納付するためには、最低2冊の印紙検認方式の国民年金手帳を所有する必要があるが、申立人の同様式の手帳についての記憶は1冊だけであることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和45年4月1日に国民年金の資格を喪失した記憶や55年1月14日に再加入の手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳には、資格喪失日及び資格取得日が記載されており、オンライン記録と同日であることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②を通じて、同一市内に居住しており、同一の行政機関が100か月以上の長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から19年7月20日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を13年10月から14年3月までは56万円、同年4月から15年3月までは59万円、同年4月から17年8月までは62万円、同年9月から同年12月までは59万円、18年1月から19年6月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から19年7月20日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与から控除されていた厚生年金保険料からみて著しく低い金額となっている。

しかし、そのように給与が大幅に減額された事実はなく、標準報酬月額が大幅に減額されていることに納得できない。

その期間の給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する56万円と記録されていたが、同年9月13日付けで、30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当時のA社の厚生年金保険被保険者5名のうち、申立人以外に、代表取締役とほかの2名について、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記の同僚のうちの2名は、自身の給与は引き下げられた事実はないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額記録が大幅に低くなっていると供述している。

加えて、A社の破産管財人から提供された破産申立書には、平成7年ごろから会社業績が大幅に悪化し、4年ごろから発生していた源泉税の滞納に加え、消費税の滞納も発生するようになり、その状態は19年8月に破産の申立てを決断するまで解消しなかったと記載されていることから、当時、同社では厚生年金保険料の納付についても、苦慮していたものと考えられる。

なお、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、同社の取締役2名は、申立人は技術者として勤務しており、会社の経営や社会保険に関する権限は何ら与えられておらず、すべて社長が一人で行っていたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成13年9月13日付けで行われた訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている申立人の12年10月から13年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成13年10月1日から19年7月20日までの期間について、当該訂正処理を行った日以降の定時決定により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されているが、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人の保管する給与明細書（平成11年1月から4月まで、同年6月、同年9月、12年1月、14年4月から19年7月まで）、平成14年度市民税・県民税特別徴収額通知書、14年源泉徴収票及び15年度市民税・県民税特別徴収額通知書から、申立人が当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 13 年 10 月から 14 年 3 月までの標準報酬月額は、申立人が保管していた当該期間の前後の給与明細書、平成 14 年度市民税・県民税特別徴収額通知書、14 年源泉徴収票及び 15 年度市民税・県民税特別徴収額通知書において推認できる厚生年金保険料から、56 万円とすることが妥当である。

また、平成 14 年 4 月から 19 年 6 月までの標準報酬月額は、申立人が保管していた給与明細書から、14 年 4 月から 15 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から 17 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 59 万円、18 年 1 月から 19 年 6 月までは 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が平成 13 年 10 月から 19 年 6 月までの長期にわたり相違している上、年金事務所が保管している A 社が提出した 17 年及び 18 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の標準報酬月額もオンライン記録どおりとなっていることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年5月15日に、同資格の喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月15日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和47年5月4日から同年10月31日までB職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月15日となっている。事務手続のミスではないかと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月4日から同年10月31日までA社においてB職として勤務し、その間厚生年金保険に加入していたと述べており、申立人の所持する同僚と共に同社前で撮影されたと認められる集合写真には、同年7月20日、同年8月1日にそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間以降も加入期間がある同僚二人と共に申立人が写っていることが確認できる。

また、申立人はA社に在籍中に内定していた事業所に就職するため、同社を退職し、その直後にC県に引っ越した際のことについて詳細に記憶しており、その記憶は、申立人が引っ越したとしている2日後に別事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることとも符合していることから、申立人が昭和47年10月31日までA社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が記憶していた7名の同僚のうち、上述の同僚以外の5名は、A社で申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に被保険者資格を取得し、申立人の被保険者資格喪失日（昭和47年5月15日）以降も加入記録が継続していることがオンライン記録で確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は、確認はできないものの、履行したはずであるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後行われるべき事業主による報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、申立てどおりの被保険者資格喪失届などの機会があることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）はこれを記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月12日であると認められることから、当該期間に係る申立人の同資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成15年3月12日から同年4月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年4月16日から同年7月11日までの期間について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月16日と認められることから、同資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年7月11日まで

私は、平成14年4月1日から15年7月までA社に継続勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に欠落している期間がある。同社は途中で2回名称変更しているが、勤務場所、業務内容等に変化は無く、申立期

間の給与明細書を提出するので、欠落期間及び標準報酬月額について厚生年金保険被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間を含む14年4月1日から15年4月15日までの間、B社において継続して勤務していたことが確認できる上、商業登記簿謄本により、同社は、A社が商号変更した事業所であることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成14年11月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、15年3月12日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を14年10月1日までさかのぼって喪失させ、同年10月の算定基礎届の記録を取り消す処理が行われている上、申立人と同様の訂正処理をされている者が18名確認できる。

また、当該期間において、A社は、当該訂正処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成14年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の被保険者資格の喪失の処理が行われた15年3月12日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成14年9月のオンライン記録及び申立人から提出された給与明細書から、18万円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成15年3月12日から同年4月16日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、同年4月15日までB社において継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が所持する当該期間の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、前述のとおり、A社とB社は同一の事業所である上、当初A社で平成15年3月12日まで被保険者資格を有していた申立人を含む19名の被保険者のうち15名は、同年4月にC社（A社の後継事業所）で資格を取得しており、B社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

さらに、当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細

書から 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 7 月 11 日までの期間について、オンライン記録上、申立人は、C 社において、同年 4 月 21 日に被保険者資格を取得しているが、雇用保険の記録では、同年 4 月 15 日に B 社を離職後、同年 4 月 16 日に C 社で取得していることが確認できることから、同社における申立人の資格取得日を同年 4 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立人から提出された C 社における給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年1月1日から35年1月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を33年1月1日と訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年1月から34年7月までは1万2,000円、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から35年1月1日まで

夫は、昭和29年1月1日から61年3月31日までの期間、A社に継続して勤務していたが、29年7月1日から35年1月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。転勤した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和33年1月1日から35年1月1日までの期間について、元上司は、「申立人を31年に臨時社員として入社させ、自分と一緒に現場で作業をしていた。」と証言している。

また、A社は、「申立人と同姓同名で同一生年月日の者の在籍者コードが存在し、同者の入社日が昭和31年3月1日となっている。」と回答している。

さらに、申立人の妻から提出されたA社が作成した申立人に係る厚生年金保険受給試算書において、昭和33年1月1日から62年3月1日までの

期間の加入月数及び標準報酬月額の記事が確認できる上、当該試算書について、同社は、「当社で作成したものと思われる。」と回答している。

加えて、申立人から提出された昭和34年8月分から同年12月分までの給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和33年1月1日から35年1月1日までの期間において、申立人は、A社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記試算書に記載されている標準報酬月額から、昭和33年1月から34年7月までは1万2,000円とし、同年8月から同年12月までの給与明細書から、同年8月は1万6,000円、同年9月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は該当届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を昭和35年1月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年1月から34年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和29年7月1日から33年1月1日までの期間について、上記の元上司は、「申立人は、31年以前は、下請会社の社員であった。」と証言している。

また、A社は、当時の資料は廃棄されていることから、申立人の保険料控除について不明と回答している上、同僚からも、当該期間において、申立人が同社に引き続き勤務していたことをうかがえる証言を得ることができない。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料は無く、このほかに、申立人が当該期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年11月16日から22年1月16日までの期間について、事業主は、申立人が21年11月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年1月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和31年6月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和33年3月21日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社C事業所における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（33年3月21日）及び資格取得日（同年4月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月16日から22年1月16日まで
② 昭和31年6月1日から同年12月1日まで
③ 昭和33年3月21日から同年4月1日まで

申立期間①については、結婚前のことでよく分からないが、夫からF県で働いていたということは聞いたことがある。

また、申立期間②及び③については、夫は、昭和 30 年ごろから 45 年 5 月までは、途中で何度か転勤があったと思うが、継続して B 社に勤務していたので被保険者期間に欠落期間が生じるはずが無い。

これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録、厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、A 社において昭和 21 年 11 月 16 日に資格を取得し、22 年 1 月 16 日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人の長男は、「当該期間において、父が F 県で勤務していたと聞いたことがある。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であると認められることから、A 社の事業主は、申立人が昭和 21 年 11 月 16 に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22 年 1 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、480 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は B 社に継続して勤務し（昭和 31 年 6 月 1 日に、同社 D 事業所から同社 C 事業所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社 C 事業所における昭和 31 年 12 月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、B 社 C 事業

所において昭和 33 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失後、同年 4 月 1 日に同社 C 事業所において再度資格を取得しており、当該期間の記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人は B 社に継続して勤務しており、当該期間においては同社 E 事業所の立ち上げに従事し、そのまま同社 E 事業所に異動になったと述べている。

また、B 社 E 事業所は当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、上記の同僚は、同社 E 事業所が立ち上がるまでは、申立人は同社 C 事業所の所属であったと述べている上、申立人は同社 E 事業所の勤務期間中である昭和 33 年 4 月 1 日に同社 C 事業所において再度資格を取得していることから判断すると、申立人は、当該期間において、同社 C 事業所の被保険者であったと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、継続して B 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社 C 事業所における昭和 33 年 2 月及び同年 4 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 33 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年4月から6年12月までは17万円、7年1月から8年5月までは22万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から10年12月までは24万円、11年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から11年11月1日まで

私は、平成3年5月から11年10月までA社において勤務していたが、当時の同僚が年金記録確認第三者委員会への申立てを行ったことにより5年4月からの標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることを知った。申立期間当時、会社の経営状態は思わしくなく、4年秋ごろに代表者以外に1名が経営にかかわるようになり実質的な経営者となったため、この方が申立期間における社会保険手続を行っていたと思うが、私はこの標準報酬月額の引下処理について一切知らされてなかった。会社を退職する際も経営状況の悪化を考慮して自己都合とし、賞与時期前に退職し、退職金も受け取らなかったが、このような配慮を行ったにもかかわらず、今回の標準報酬月額の引下処理という事実を知り、私の誠意を踏みにじられたようなことになり残念でならない。給与明細書を提出するので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成5年4月から6年11月までは17万円、7年4月及び同年5月は22万円、同年7月から8年5月までは22万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から10年12月までは24万円、11年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円及び同年7月から同年10月までは32万円とすることが必要である。

また、平成6年12月から7年3月まで及び同年6月の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び源泉徴収票から判断すると、6年12月は17万円、7年1月から同年3月まで及び同年6月は22万円であったと認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成5年4月から11年10月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成16年3月21日に、同資格の喪失日に係る記録を同年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月21日から同年6月21日まで

私は、グループ会社内で平成16年3月21日にA社へ異動し同年6月20日まで勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。グループ会社内における転籍であるが、社会保険に関しては必ず加入することとなっており、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。申立期間における賃金台帳及び人事記録を提出するので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

合併により解散したA社の人事記録を保有するB社及び申立人から提出のあった賃金台帳並びに申立人から提出のあった人事記録から、申立人は申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成16年3月21日にC社からA社に異動、同年6月21日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳から確認できる控除保険料額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、A社は既に解散し同社の元事

業主からも回答は得られないため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が当時の報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 2 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 3 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 38 年 1 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 2 月まで

私は、友人の紹介で A 社（現在は、B 社）に入社し、勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同一の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 37 年 3 月 5 日、資格喪失日は 38 年 2 月 14 日）が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立てに係る事業所に勤務する以前にほかの事業所で申立人に払い出された記号番号であることが厚生年金保険被保険者番号払出簿により確認できる上、当該記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できることから、上記の被保険者名簿の記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38 年 2 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和 37 年 3 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 38 年 1 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年4月1日、資格喪失日が18年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成16年4月1日に資格取得、18年9月1日に資格喪失となっている。同年9月30日付けで退職したのに資格喪失日が同年10月1日となっていない。当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年4月1日、資格喪失日が18年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した賃金台帳及び申立人の給与明細書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成18年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで
私がA社（現在は、B社）において、社会保険事務などの仕事をして
いたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が
24万円と記録されているが、事業所からは26万円で届け出ていたはず
なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（副）」には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は26万円と記載され、C社会保険事務所（当時）の平成12年8月7日付けの確認印が押されていることが確認できる。

また、B社から提出された「被保険者・被扶養者台帳」においても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は26万円と記録されていることが確認できる。

さらに、C年金事務所は、上記通知書は、同所からA社宛に通知したものであると思われ、本件について、算定基礎届からOCR帳票への誤った転記、光学文字読取装置の誤作動又は処理結果等の確認不足があったものと考えられると回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円である旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年3月15日から同年5月18日までの期間について、事業主は、申立人が同年3月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和43年4月1日から44年1月25日までの期間について、事業主は、申立人が43年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月15日から同年5月18日まで
② 昭和40年6月ごろから43年2月ごろまで
③ 昭和43年4月1日から44年1月ごろまで
④ 昭和44年3月ごろから45年1月ごろまで
⑤ 昭和45年7月1日から47年4月ごろまで

申立期間①については、生まれ故郷にあったA社に昭和40年3月ごろ入社し、同年5月ごろまでH職として勤務した。

申立期間②については、I店で昭和40年6月ごろから43年2月ごろまでK職として勤務した。このI店を経営していたのはB社であった。

申立期間③については、J店で昭和43年4月1日から44年1月ごろまでK職として勤務した。このお店を経営していたのはC社であった。

申立期間④については、知人の紹介により、D社F店の店長の面接を受けて同社F店に入社したが、雇用契約書などを交わしたことも、本社で面接等をする事もなく終わった。

申立期間⑤については、昭和45年7月1日から47年4月ごろまで、E社が経営するL店でK職として勤務した。当該期間において同社が経営していたお店を上司の命令で異動したことはあるが、継続して勤務した。

これら申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と氏名が一文字違いで生年月日が同じである者が、昭和40年3月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月18日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和40年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の被保険者原票の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と氏名が一文字違いで生年月日が同じである者が、昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月25日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、当時の事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和47年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、「厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

申立期間④について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がD社F店において、K職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社F店の初代の店長であったとする元従業員は、「当時はK職が定着しなかったため、入社してから1年間ぐらい様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、D社を承継するG社は、「当時の人事記録及び給与関係資料は保管していない。」としている上、申立人も、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑤について、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間にE社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当社の事業主の連絡先も不明であるため照会することができない上、申立人も、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間②、④及び⑤について、厚生年金保険料の控除に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 26 年 3 月 6 日から同年 6 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 3 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 4 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月 1 日から 25 年 10 月 1 日まで
② 昭和 26 年 3 月 6 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで

夫は、D所にいた時にA社の人に誘われて、復員後すぐに同社に入社し、昭和 26 年 3 月まで勤務したにもかかわらず、入社した 21 年 11 月 1 日から 25 年 10 月 1 日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無い。また、その後、B社及びC社にも勤務していたが、両方とも記録が無い。申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求

めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、厚生年金保険記号及び番号の欄に数字ではなく「有」と記載されているものの、昭和26年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、同僚の一人は、期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことを記憶している上、ほかに申立人と同姓同名の者はいなかったと証言していることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年3月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿の表紙に記載された事業主の名前は、申立人と同姓同名であり、事業所の所在地として申立人の当時の住所地が記載されている上、申立人の妻から提出された昭和28年に申立人によって書かれた履歴書には、26年6月にC社を設立したことが記載されていることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人の妻から提出された昭和28年に申立人によって書かれた履歴書及び申立人と同じ社宅に住んでいた同僚の妻の証言から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の妻が記憶する同僚は、申立人の妻が正社員として在籍していたと

記憶する時期よりも、2年以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、その同僚の妻は、「夫は戦後すぐにA社に勤務し始めた。」と述べているが、2年以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、同社では入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていない状況がうかがえる。

また、事業主は、厚生年金保険の加入手続については、雇用形態や試用期間の有無により、一部の従業員に関しては入社と同時に手続を行っていなかったと述べている。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は昭和25年10月1日、資格喪失日は26年3月31日と記載されており、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の妻が記憶する同僚は、名簿に名前が見当たらないか死亡しているため、当時の状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年12月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年12月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年9月までは5万6,000円、同年10月から47年7月までは8万円、同年8月から48年7月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月9日から48年8月1日まで

夫は、昭和43年12月9日から48年7月31日までA社に勤務していた。社会保険庁（当時）の記録を見ると、その全部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で、生年月日の年が相違している者が、昭和43年12月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年11月11日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人と同姓同名で、生年月日の年が相違している者が、昭和

43年12月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、夫は、「私は同僚の中で一番年齢が若いから、年齢を詐称している。」と言っていたことを記憶している。

加えて、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者原票に記録のある同僚から、同社の従業員には申立人と同姓同名の人は申立人のほかにはいなかったと証言している上、申立人は同社を退職後B社に転職したと証言しており、申立人の同社での厚生年金保険の記録が確認できることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和43年12月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和43年12月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年9月までは5万6,000円、同年10月から47年7月までは8万円、同年8月から48年7月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年8月17日に、同資格の喪失日に係る記録を32年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月17日から32年8月13日まで

私は、昭和31年8月に友人に紹介されてA社に入社し、住み込みで1年間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和31年11月24日に撮影されたと認められるA社慰安旅行の集合写真、複数の同僚の証言及び申立人の同僚に関する記憶から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社の元事業主は、申立期間当時、パートやアルバイトの従業員はおらず、皆住み込みで働いており、従業員の希望の有無にかかわらず厚生年金保険に加入していたとしている。

さらに、申立期間当時の複数の同僚が供述した当時のA社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、申立期間当時において、試用期間は無かった旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一の業務に従事した同世代の同僚の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年8月から32年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月から現在に至るまでA社に継続して勤務しているが、同年9月1日に同社本社に転勤した際の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月31日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年9月1日に、A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の保険料控除額から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届を誤ったと認めており、また、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和20年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年4月1日まで

私は、昭和19年9月に大学を卒業し、同年10月にA社（現在は、C社）へ入社したが、すぐ軍隊に入ることになり、同社に戻ることを約束し依願解雇になった。20年10月ごろに同社から同年12月1日付けで同社B所勤務を命ずという辞令を受領した。同年12月に現場係員（H業務）となり、21年1月にD部E課へ異動、同年5月にはF部（D部の名称変更後）G課で勤務した。20年12月1日付け勤務辞令、21年1月1日付け給与辞令及び同年2月及び同年3月分の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の勤務辞令及び給与明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付していたか否かについては、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、転勤時期に当たる同年9月30日から同年10月1日までの期間に厚生年金保険被保険者記録の空白が生じている。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年9月の標準報酬月額変更の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和60年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、転勤時期に当たる同年9月30日から同年10月1日までの期間に厚生年金保険被保険者記録の空白が生じている。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和60年10月1日に同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年8月1日から21年9月30日までの期間について、事業主は、申立人が20年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは30円、同年4月から同年8月までは150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から21年10月1日まで
オンライン記録では、昭和20年4月から21年9月まで、A県にあったB社の工場で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、20年3月に学校を卒業後、同年4月に同社に入社し、21年9月末まで勤務した。入社当時の同期社員7人の名前を覚えているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同期社員7人の記録が確認でき、そのうち、連絡の取れた1人は、申立人が同社に勤務していたことを証言している。

また、上記の被保険者名簿から、申立人と同姓同名で同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和20年8月1日、資格喪失日は21年9月30日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、B社C工場の事業主は、申立人が昭和20年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 20 年 8 月から 21 年 3 月までは 30 円、同年 4 月から同年 8 月までは 150 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人を記憶している上記の同期社員は、「申立人は、私と同様に昭和 20 年 4 月に B 社に入社した。」と供述しているが、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該社員を含む上記の同期社員 7 人は、全員が申立人と同日の同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人は、「B 社に入社した当初は、まだ工場を建設している途中で、終戦の直前か直後ぐらいから工場が稼働したと記憶している。」と述べている。

また、申立期間のうち、昭和 21 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、同年 9 月末まで勤務していたと主張しているが、申立人を記憶している上記の同期社員は、「申立人の勤務期間までは不明。」としている上、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、B 社は、申立人に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できないとしていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 21 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和54年8月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月27日から同年8月27日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、平成8年6月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社B事業所から同社C事業所に転勤した際の昭和54年7月27日から同年8月27日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書及び「異動歴」並びに雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失日は昭和54年8月27日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年8月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額から26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの期間及び41年9月から43年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年3月まで
② 昭和41年9月から43年7月まで

申立期間①について、私は、昭和36年10月ごろ母親に勧められ、市役所の集金人に国民年金の加入手続を依頼した。加入手続後の国民年金保険料については、納付金額は憶えていないが、毎月集金人に納付し、市役所の領収印を国民年金手帳とは別の台紙に押されたことを憶えている。

申立期間②については、私は、留学先から帰国して間もない昭和43年8月に、留学前に国民年金保険料を納付していた集金人から、「海外に滞在していた2年分の保険料をさかのぼって納付することができる。」と聞き、その集金人に2年分の保険料をさかのぼってまとめて納付した。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が適用除外とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年10月ごろ、集金人に国民年金の加入手続を依頼し、国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた地域では、37年4月から集金人制度が開始されていることが確認できることから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間①当時、申立人と同居していたとするその姉も、申立期間①の国民年金保険料は未納である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭

和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの間と推認でき、申立人の特殊台帳によると、昭和 38 年度の欄に「届出前消滅」と記載されていることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、海外に留学していた申立期間②の国民年金保険料を、帰国後の昭和 43 年 8 月にさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間②の住民登録を海外に異動していることが確認でき、当時、海外在住の邦人は国民年金の適用除外であることから、申立期間②は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間②のうち、昭和 41 年 9 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料が現年度納付され、43 年 2 月に還付されていることが確認できる上、申立期間②の保険料が過年度納付された形跡は見当たらない。

3 口頭意見陳述においても、申立人が昭和 36 年に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、母親が市役所支所（当時）で私の国民年金の加入手続を行った。私の年金手帳の番号は兄と連続した番号で昭和 49 年 10 月ごろに作られたということだが、これとは別の年金手帳を持っていたと確信している。なぜなら、私が国民年金保険料を同支所で 2、3 か月おきに数か月分をまとめて現金で納付した際、出納係の男性職員から収入印紙のようなものを渡され、自分で手帳に貼^はり付けていたことを記憶しているからである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った後、申立人自ら申立期間の国民年金保険料を市役所支所で納付しており、納付の都度、収入印紙のようなものを渡され、これを自分で年金手帳に貼^はり付けたと主張している。しかし、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親からも証言を得られず、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月 1 日付けで、その兄と連番で職権適用により払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳も同日付けで発行されていることが確認でき、申立人が主張するように申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、住所の変更が無いことから、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から12年5月まで

私は、20歳当時学生であったことから、国民年金保険料を納付しない方針であった。しかし、その後、障害年金の存在を知ったので、障害者になった場合のことを考えて、両親に相談し、平成12年ごろに、これまで未納であったすべての期間の保険料30万円ぐらいを父親が一括で納付してくれた。一括で納付した後は、14年4月に就職するまで、毎月保険料を納付してくれていたはずである。国の記録では、一括納付した形跡はあるものの、納付時期が就職後の同年7月とされているとのことであるが、障害年金のために保険料の納付を開始したのだから、厚生年金保険に加入した後に納付するはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成12年ごろ申立期間の国民年金保険料として約30万円を一括で納付した後、申立人が就職する14年3月まで毎月保険料を納付していたと述べている。しかし、オンライン記録においては、同年6月14日に納付書が発行され、同年7月31日に12年6月から14年3月までの保険料29万2,600円が一括納付されていることが確認でき、申立内容と一致せず、むしろ、前述したように同年6月に納付書が発行された記録から、申立人は、当該納付書を受けてその時点で未納であった12年6月から14年3月までの保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、障害年金のことを考慮し、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したのであるから、就職により厚生年金保険に加入した後の平成14年7月に納付するはずがないとしている。しかし、申立期間は、

基礎年金番号を活用して国民年金の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間を通じた記録管理が本格的に開始された 10 年 4 月以降の期間であるとともに、保険料収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された 14 年 4 月以降の期間でもあり、記録管理の信頼性は高かったと考えられ、当該オンライン記録の管理に不備があったと推認することは困難である。

さらに、平成 14 年分の申立人の確定申告書、及び 13 年分の申立人の父親の確定申告書に国民年金保険料を申告していた形跡はうかがえず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から平成元年 1 月まで

私は、申立期間は就労していなかったため、その時点では国民年金保険料を納付していなかった。平成元年に再就職した際、区役所から納付書が送られてきたので、電話で問い合わせをしたとき、役所の担当者から国民年金の重要性の説明を受け、送られてきた納付書に従って保険料を納付すれば、社会人になってから、途切れることなく納めたことになると言われた。

そのときに送られてきた用紙やその後送られてきた用紙を使って、銀行で毎月国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年に再就職した後、区役所から国民年金の納付書等が郵送され、役所の担当者と話をした後に国民年金保険料を納付し始めた旨を述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 9 年 1 月に払い出されており、申立内容と一致せず、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、上述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、自身の国民年金の加入手続を行った記憶が無いと述べている上、元年当時から実際に払出しが行われた 9 年まで同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付すれば、社会人になってから途切れることなく保険料を納付していたことになると言われたと述べているが、再就職した平成元年 2 月時点で既に申立期間の最初の月の昭和 61 年 12 月の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が毎月納付したとする申立期間の国民年金保険料月額、現に納付済みとなっている平成7年度以降の保険料月額とは一致するものの、申立期間の保険料月額とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から59年6月まで

私は、会社を辞めた昭和55年12月ごろに、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、口座振替により国民年金保険料を納付していた。

昭和57年10月に転居した後も、口座振替により国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和55年12月ごろに、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が申立期間当時居住していたいずれの区においても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続時に口座振替の手続を行ったとしても、実際に口座振替が開始されるまでには、通常、2、3か月を要することから、申立期間すべての保険料が口座振替により納付されていたとは考えにくい上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年4月、52年4月から53年4月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、63年6月から平成3年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、4年2月から5年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間及び6年5月から7年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められず、12年3月から同年4月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和52年4月から53年4月まで
③ 昭和53年9月から同年11月まで
④ 昭和63年6月から平成3年3月まで
⑤ 平成3年7月から同年10月まで
⑥ 平成4年2月から5年3月まで
⑦ 平成5年7月から同年10月まで
⑧ 平成6年5月から7年4月まで
⑨ 平成12年3月から同年4月まで

私は、会社を辞めると、その都度、速やかに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。

また、申立期間⑨については、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間⑨の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めると、その都度、速やかに厚生年金保険から国民年

金への切替手続を行い、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を納付し、申立期間⑨については、付加保険料を含めて保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、各申立期間の保険料の納付方法についての記憶が定かではない上、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が当該期間の保険料を納付していたとの心証を得ることができなかったことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は9回で合計87か月に及んでおり、これだけの回数及び長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を納付していたものとは認められず、申立期間⑨の付加保険料を含めた保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 6 月から同年 7 月までの期間、14 年 2 月から同年 7 月までの期間及び 15 年 7 月から 16 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 6 月から同年 7 月まで
② 平成 14 年 2 月から同年 7 月まで
③ 平成 15 年 7 月から 16 年 5 月まで

私は、平成 13 年 6 月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間①の国民年金保険料については、私が、納付書に現金を添えて金融機関又はコンビニエンスストアで納付したと思う。

また、申立期間②の国民年金保険料についても納付している。

平成 15 年 6 月に会社を退職した際には、すぐに納付書が自宅に送られてきたので、金融機関で申立期間③の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされ、申立期間③が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額について、申立人から具体的な回答を得ることができないことから、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付状況は不明である上、オンライン記録では、申立人は、平成 14 年 8 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後は、17 年 11 月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間③は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①、②及び③は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能

性は低い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4723

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私は、親元を離れ、大学生として寮生活を送っていた昭和 63 年*月ごろに、親に勧められて、当時居住していた住所地の町役場で国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、2 か月から 3 か月分をまとめて 3 万円ぐらいの金額を、町役場で現金により納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年*月ごろに、その親に勧められて、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の記録から、平成 3 年 5 月以降と推認できることから申立内容と齟齬が見られる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成 3 年 5 月以降に国民年金に加入したことに伴い払い出された国民年手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の当初から 4 年 3 月まで、同一の町内に居住していたため、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間中に納付したと述べている国民年金保険料額は、実際に納付済みとなっている平成 3 年 4 月以降の保険料額とはおおむね一致しているものの、申立期間の保険料額とは乖離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 2 月から同年 11 月までの期間、平成 6 年 2 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 7 年 3 月までの期間及び 8 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 11 月まで
③ 平成 6 年 2 月から同年 8 月まで
④ 平成 6 年 10 月から 7 年 3 月まで
⑤ 平成 8 年 3 月

私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いが、昭和 63 年 12 月から勤務していた会社に在職しているときに、区役所から国民年金保険料の督促状が届いたので、区役所に出向いたところ、国民年金の重要性を説明されて、保険料を納付する義務があることを認識したので、未納となっていた申立期間①及び②の保険料を納付しようと思った。一括では納付できない保険料の額だったので、分割で納付することとし、後日、自宅に届いた納付書を使用して、金融機関で納付していた。

申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料については、保険料を納付する義務があることを区役所で教えられ、これを認識していたので、毎月、金融機関で納付していた。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 12 月から勤務していた会社に在職していたときに、その当時未納となっていた申立期間①及び②の国民年金保険料を分割して納付していたと主張しているが、オンライン記録では、平成 4 年 4 月に、i)

申立人の国民年金の被保険者資格取得時期が、昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月に変更されたこと、ii) 62 年 4 月に資格喪失した記録が追加されたこと、iii) 63 年 2 月に資格取得した記録が追加されたこと、iv) 同年 12 月に資格喪失した記録が追加されたことが確認できることから、これらの記録が追加されるまでは、60 年 3 月から平成 4 年 3 月までの期間は、未納期間であったものと推認され、申立人が、申立期間①及び②の保険料のみを納付していたとは考えにくい上、申立人は、当該期間の保険料を納付した時期についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料については、毎月、金融機関で納付していたと主張しているが、オンライン記録では、平成 11 年 6 月に、i) 6 年 9 月に資格喪失した記録が追加されたこと、ii) 同年 10 月に資格取得した記録が追加されたことが確認できることから、これらの記録が追加されるまでは、同年 2 月から 7 年 3 月までの期間は、未納期間であったものと推認され、申立人が、6 年 9 月の保険料を除いて、申立期間③及び④の保険料を納付していたとは考えにくい上、申立人は、当該期間の保険料の納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンライン記録では、平成 11 年 6 月に、i) 8 年 3 月に資格取得した記録が追加されたこと、ii) 同年 4 月に資格喪失した記録が追加されたことが確認できることから、これらの記録が追加されるまでは、申立期間⑤は国民年金の未加入期間であったものと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間の保険料の納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は 5 回に及び、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

その上、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年4月まで

私は両親の勧めで国民年金の加入手続を行ったと思うが、時期及び場所等の記憶は無く、平成6年9月に勤務先を辞めた際、再び国民年金の加入手続を行ったかについてもよく憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、金額の記憶は無いが、私が7か月分を自宅に届いた納付書により、一括で納付したはずであり、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月に勤務先を辞めた後、再び国民年金への加入手続を行ったのかよく憶えていないなど記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付についても、自宅に届いた納付書で7か月分を一括納付したと述べるにとどまり、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録において、平成3年5月から4年3月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記録が認められるものの、申立期間に係る被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録が無いことから、申立期間において、申立人は国民年金への加入手続を行っていたとは考え難く、納付書も発行されなかったと考えられる。

さらに、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対してほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から5年4月までの期間及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から5年4月まで
② 平成12年6月

私の国民年金の加入手続は、20歳になった平成3年*月ごろ、母親が区役所で行ってくれたと思う。申立期間①の国民年金保険料については、母親が納付してくれており、私が20歳になってすぐ送付されてきた保険料を請求する「紙」を見て、金額が高いと思ったことを憶えている。申立期間②については、夫が退職したとき、私が市役所で、国民年金への切替手続のため、夫婦二人分の年金手帳を提出したが、私の年金手帳だけ「必要ありません。」と返されてしまったことを憶えている。保険料については、納付書が届いたり、保険料を納付した記憶も無いので、夫の転職先の会社で給与から天引きされ、納付しているはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②は、夫は納付済みとなっているのに、私だけ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月ごろ、その母親が区役所で、国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は5年6月に自身の国民年金第3号被保険者の届出を行った際に払い出されており、申立人が20歳のころ居住していた区で別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとするその母親からは、保険料の納付について具体的な証言を得ることができないことから、申立期間①当時の保険料の納付状

況は不明である。

さらに、申立期間②については、申立人は、その夫が退職したとき、申立人が夫婦二人分の国民年金第1号被保険者への切替手続を行ったとしている。しかし、オンライン記録では、申立人が当該期間後の平成12年7月から17年4月までの期間の第3号被保険者の特例の届出を19年に行ったことにより、現在の記録のとおり未加入期間へと記録が訂正されたことが確認でき、申立期間②当時、その夫は被用者年金制度の被保険者でなくなったにもかかわらず、申立人については第3号被保険者の非該当に係る届出がなされておらず、同被保険者のままであり、第1号被保険者として国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人は、その夫が転職した会社の給与からの控除により当該期間の保険料を納付したとしているが、その夫が転職した会社では、当該期間を含め、従業員である者の給与から、その配偶者の保険料を控除することは無かったとしている。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4727

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

私は、平成4年10月に会社を退職し、同年11月に年金手帳を持参して区役所へ行き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は20年7月とされていること、ii) 申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に持参した年金手帳に、区役所では何も記入されなかったと述べているが、区役所において、国民年金の加入手続を行った者の年金手帳に、加入記録の記載を行わないことは、通常考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、母親から「子供は成人になったら国民年金に加入するので、子供が国民年金保険料を払うことができなかつたら、将来のために親が払ってあげなさい。」と聞いたことを記憶していることから、私が 20 歳になった昭和 44 年ごろから大学を卒業するまでの間に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 6 月に連番で払い出されており、それぞれ、学生であった期間の直後の期間の国民年金保険料が第 2 回特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人が 48 年に結婚した後に、その母親が申立人及びその夫の加入手続を一緒に行い、さかのぼって保険料を納付することができる申立期間直後の期間の保険料を、特例納付により納付したと考えるのが合理的である。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 6 月に払い出されていることが確認でき、申立期間は当時、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号

が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までのうちの数か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月までのうち数か月

私は、時期や場所は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、申立期間のうち、当初のころの数か月間、私が、自宅に来た集金人に毎月納付した。

その後、自宅に集金人が来なくなったため、国民年金保険料は、納付しなかったが、昭和50年1月に、再度、保険料を納付しようと思ひ、区役所へ行ったところ、以前納付した保険料は、無効になると説明された。

申立期間のうちの数か月は、国民年金保険料を納付しているはずであり、保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、当初のころの数か月間は、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所、保険料を納付した期間及び納付した時期についての記憶が無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していた。

その数年後に、夫に頼まれて、私が、夫の国民年金の加入手続を行った。その後は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付している。

私は、夫よりも数年早く国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、その夫と国民年金の被保険者資格取得日が同日である上、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は 54 年 4 月とされていること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 58 年 2 月までの期間、同年 4 月から平成元年 1 月までの期間及び同年 4 月から 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 58 年 2 月まで
② 昭和 58 年 4 月から平成元年 1 月まで
③ 平成元年 4 月から 2 年 2 月まで

私は、20 歳になった昭和 39 年*月ごろ、当時勤務していた会社の雇主に勧められて、区役所又はその出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、いつ、どこで納付したのかは憶えていないが、印紙を購入して国民年金手帳に印鑑を押しもらった記憶がある。申立期間①、②及び③が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年*月ごろに区役所又はその出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続や納付の記憶が定かではなく、申立期間①、②及び③当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号及び被保険者となった日については記載されていない上、オンライン記録も申立期間①、②及び③は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は合計 310 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4732

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 49 年 2 月まで

私は、昭和 45 年 6 月に結婚し、諸手続を行うため区役所に行ったときに、区役所の職員に勧められ、国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、妻が区役所又は郵便局で納付していたが、納付時期、納付方法及び納付金額については定かではない。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 6 月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、その妻が国民年金保険料を区役所又は郵便局で納付したと主張しているが、申立人は、現在所持している青色の年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無い上、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私は、平成4年8月に会社を退職する際、人事担当者から年金の加入期間に空白期間を作らないように国民年金の加入を勧められ、その担当者に私の国民年金の加入手続を依頼した。申立期間の国民年金保険料については、その担当者に納付を依頼し、後日、私の退職金から控除してもらい納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する際、人事担当者に国民年金の加入を勧められたことから、その担当者に加入手続及び国民年金保険料の納付を依頼したと主張しているが、申立人が退職した会社では、退職者に国民年金の加入を勧めていたものの、加入手続及び保険料の納付の代行は行っておらず、当時の申立人の退職金明細書にも保険料が控除された記載は確認できないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が退職時に受け取ったとする年金手帳には、厚生年金保険の資格取得に係る記載は確認できるものの、国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日については記載されていない上、オンライン記録も、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年5月まで

私は、学生が国民年金の強制適用になった平成3年4月に、父親が社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行ったと父親から聞いていた。国民年金保険料については、納付場所、納付金額及び納付時期は分からないが、父親が金融機関で納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月にその父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は、その父親から年金手帳を渡された記憶も無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無いことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

私は、母親が、私が20歳になったら、国民年金に加入させると言っていたことをはっきり憶えており、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、同期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は、加入手続きを行った時期や場所、保険料の納付時期や金額について憶えていないなど、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人は、その母親が、申立人が20歳になったときの平成2年*月に国民年金の加入手続きをしてくれたはずだと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の20歳到達直後に国民年金に加入している被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続き時期は、8年5月以降であると推認され、申立内容と合致せず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時、短期大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、オンライン記録によると、申立人が、同期間に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することがで

きない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から22年12月1日まで
② 昭和24年9月1日から26年4月1日まで

私は、昭和21年5月1日から平成10年10月31日までA社に継続して勤務していた。入社当初の4年間は、夜間学校に通いながら、臨時工務員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間において、臨時工務員として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「昭和28年以前においては、厚生年金保険の加入対象者は、原則として正社員のみであり、臨時工務員は、加入対象者ではなかった。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人が昭和22年12月1日から24年9月1日までの期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、この点について、同社に照会したところ、同社の人事担当者は、「工事現場によっては、社会保険に加入していない者が作業に従事することができない場合等もあったため、臨時工務員であっても、社会保険に加入させることがあったと聞いている。」と回答している。

さらに、申立人が当時同じ現場で同様の業務に従事していたと記憶する同僚は、「自分は、昭和22年から34年までA社に臨時工務員として勤務していた。臨時工務員が厚生年金保険に加入することができるようになった28年より以前は、現場によって加入できる場合と加入できない場合があった。」と証言しており、オンライン記録により、当該者は、申立人と

同様に 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24 年 9 月 1 日に同資格を喪失し、再度、同社 B 営業所において、同社 B 事業所が新規適用事業所となった 28 年 11 月 1 日に同資格を取得したことが確認できる以外に厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間は一貫して、A 社 B 営業所に勤務していたと述べているが、オンライン記録により、同社 B 営業所は、昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になったことが確認でき、申立期間は適用事業所でなかった上、同社は、「保険料控除について、当時の資料が無いことから不明。」と回答しており、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していないことから、厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、昭和 24 年 9 月 1 日付けで、A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで、同社 C 工場又は同社 D 工場（いずれの工場も、同日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっている。）において同資格を取得した者が多数確認できたことから、同社 C 工場及び同社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を確認したが、いずれの名簿においても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年6月27日から59年9月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和59年10月1日から61年8月1日までの期間、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、6年10月1日から7年6月1日までの期間及び12年10月2日から16年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月27日から59年9月1日まで
② 昭和59年10月1日から61年8月1日まで
③ 平成元年12月1日から2年10月1日まで
④ 平成6年10月1日から7年6月1日まで
⑤ 平成12年10月2日から16年8月1日まで

私は、昭和55年11月1日から59年8月末日までA社に勤務していたが、オンライン記録では、56年6月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっており、それ以降の被保険者期間の記録が無い。同社には、嘱託のC職として勤務しており、途中で仕事が変わったことはなかったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D職としてB社に勤務していた期間のうち、昭和59年10月から61年7月まで、平成元年12月から2年9月まで、6年10月から7年5月まで、12年10月から16年7月までの標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。当時、D職は勤務成績によって給与額が決まった。私は成績が良かったため、給料が多かったことを覚えている。

一部の期間については給与明細書を保管しているので、調査の上、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が、A社に嘱託のC職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「嘱託のC職については、以前は厚生年金保険に加入させていたが、現在は加入させていない。いつからこのような取扱いに変わったかは不明である。」としているところ、オンライン記録により、申立人が嘱託のC職であったとして名前を挙げた同僚2名は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和56年6月27日）と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該同僚のうち1名は、「入社後しばらくしてから、給料が固定給から歩合制に変わった。歩合制になってから、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している。

さらに、A社は、当時の給与関係資料等を保存していない上、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③の標準報酬月額について、申立人は、昭和59年10月から60年7月までは19万円、同年8月から61年7月までは38万円、平成元年12月から2年9月までは53万円が正しい標準報酬月額であると述べている。

しかしながら、B社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、当該期間における給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④の標準報酬月額について、申立人は、41万円が正しい標準報酬月額であると述べている。

しかしながら、B社は、「当社が保管している申立人の標準報酬月額のデータは、オンライン記録と一致している。」と回答している。

また、申立人は、当該期間における給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑤の標準報酬月額について、申立人は、平成 12 年 10 月から 13 年 11 月までは 36 万円、同年 12 月から 14 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 15 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から 16 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 32 万円が正しい標準報酬月額であると述べている。

しかしながら、当該期間のうち、申立人が提出した平成 12 年 10 月分から 13 年 12 月分まで、14 年 4 月分から同年 12 月分まで、16 年 2 月分から同年 7 月分までの給与明細書によると、いずれの月についてもオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が提出した B 社が作成した「平成 12 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に記載されている社会保険料の金額は、同年 10 月分から同年 12 月分までの給与明細書及び同年 12 月分の賞与に係る給与明細書において控除されている健康保険料、厚生年金保険料及び厚生年金特別保険料の合計額と一致している。

さらに、B 社は、「当社が保管している申立人の標準報酬月額のデータは、オンライン記録と一致している。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑤までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
私の A 社（現在は、B 社）C 工場に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 20 年 6 月 1 日までとなっている。申立期間も同社 C 工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る勤務場所や勤務内容を詳細に覚えていることから、A 社 C 工場に継続して勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間において、申立人が同一の部門に所属していたと記憶する複数の同僚についても、A 社 C 工場において昭和 20 年 6 月 1 日あるいはそれ以前に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

また、申立人は、昭和 20 年 6 月 1 日に A 社 C 工場の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年 11 月 1 日に D 社において資格を取得しているところ、A 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、後に申立人と同時期に D 社で資格を取得している被保険者が申立人のほかに 30 名見受けられるが、そのうち 26 名について、A 社 C 工場における資格喪失日と D 社における資格取得日の間には、数箇月間の厚生年金保険の未加入期間が認められる。

さらに、A 社 C 工場の上記被保険者名簿における被保険者の状況をみると、同被保険者名簿において申立人が記載されているページの前後には、申立人と同じ部署に所属していた同僚が記載されているものと考えられるところ、申立人と同様に、昭和 20 年 6 月 1 日に資格を喪失している被保険者が多数見受けられる。

加えて、B 社の社史には、A 社 C 工場が昭和 20 年 4 月の大空襲により

著しい被害を受け、その後の同社の生産能力が極度に低下した旨の記載があり、申立期間当時、同社C工場の社員であった者は、「申立人が所属していた生産部門は、空襲の被害により生産不能の状況であった。」と述べており、申立人が同年6月1日に資格を喪失していることは必ずしも不自然とはいえない。

このほか、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記録について、訂正等の不自然な形跡は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 56 年 4 月まで
② 昭和 56 年 10 月から平成元年 10 月まで
③ 平成元年 10 月から 3 年 2 月まで

私は、高校を中退しアルバイトを転々していたが、F職の仕事を覚え、B社及びC社でE社へ派遣されて働いていた。平成14年に国民年金に再加入するため社会保険事務所（当時）を訪れ、厚生年金保険の記録がおかしいことに気が付いた。A社に在籍してD社に派遣されていた時を含め3社での厚生年金保険加入記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間において、A社に在籍しD社に派遣され勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚は、申立人を覚えておらず、勤務実態の確認ができない。

また、A社の元事業主は申立人を記憶していない上、同社には3か月の試用期間があるとともに、厚生年金保険及び健康保険への加入は不要であるとして、加入を望まない非正規社員がおり、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと証言している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が入社したとする昭和54年11月に資格を取得した者はおらず、同年11月以降においても申立人の名前は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人には、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料や保険料控除に関する具体的な記憶は無く、厚生年金保険料の控除を確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は当該期間において、B社に在籍しE社に派遣され勤務していたと主張しているところ、昭和57年5月以降に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚（雇用保険の被保険者記録有り）が申立人のことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和57年5月1日から60年11月30日までの期間であり、申立期間②のうち、56年10月から57年4月までの期間及び60年12月から平成元年10月までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主及び同僚から申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができなかった。

さらに、B社に係る新規適用日（昭和57年5月1日）以降の事業所別被保険者原票には、申立人の名前は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人には、保険料控除額等について記憶は無く、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は当該期間において、C社に在籍しE社に派遣され勤務していたと主張している。

しかしながら、C社の事業主は、当該期間の人事記録が保存されているが、申立人に係る記録は見当たらないことから、申立てどおりの資格取得届、保険料控除及び保険料納付は行っていないと回答している上、同僚からも、申立人の在職に係る証言は得られていない。

また、申立人には、保険料控除額等について記憶は無く、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月から 22 年 8 月 1 日まで

私がA社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、当該期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間より後に勤務したC社（現在は、D社）が提出した「従業員名簿」及び申立期間当時A社B支店に勤務していたという者が、申立人を記憶していたということから判断すると、申立人が同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社B支店は、昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、上記のA社B支店に勤務していたという者は、「自分がA社B支店に入社したのは昭和21年4月ごろだが、厚生年金保険に加入したのは23年からである。」と供述している。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A社の後継会社であるE社は、「申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料が無いので、厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており確認できない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び

周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月末日まで A 社に勤務し、B 業務をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び同僚が保管している写真から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「申立期間において、B 業務をする者には、社員と請負がいた。社員は社会保険に加入させていたが、請負は社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、A 社で申立人と同じ業務に従事したことのある同僚 2 名は、「B 業務をしていた者は、ほとんどが請負であり、自宅で仕事をしていた。申立人は、会社内で勤務していたが、正社員か請負か分からない。」と述べている。

さらに、申立期間に A 社に入社した経理担当者は、「申立人を覚えている。工賃を渡していた記憶がある。30 名ほどのすべての社員の名前及び所属部署を記憶している。社会保険の届出も担当していたが、社員の中に申立人の名前は無かった。」と述べている。

加えて、A 社は申立期間当時の資料は無いとしている上、当時の事業主、経理責任者及び直属の B 業務部門の責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は

無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 8 月ごろから 48 年 7 月ごろまで
③ 昭和 48 年 7 月ごろから 50 年 12 月ごろまで

私は、昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月ごろまで A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 業務の見習等を行っていたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。その間の記憶は鮮明であり、ゴム印の数字を合わせる際に 6 と 9 を間違えて手続されたものと思われる。

また、申立期間②は、D 社で G 職として、申立期間③は、E 社 F 営業所で H 職として仕事をしていたが、いずれの期間も厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間について調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社で当該期間に厚生年金保険被保険者となっている者から、申立人の同社における勤務の始期についての証言が得られないほか、厚生年金保険の被保険者記録のある期間を含めて雇用保険の加入記録は無く、申立人の同社における当該期間の勤務実態が確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日は、昭和 39 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらず

ない。

加えて、A社の後継事業所の事業主は、当時の書類は保管しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しているほか、申立期間における同社の事務担当者2名は、1名は既に死亡しており、ほかの1名は所在が不明であるため、当時の事務手続等について確認できない。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人が当該期間にD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の在籍を記憶する同僚は、申立人は正社員ではなかったと供述している上、申立人が記憶する複数の同僚は、厚生年金保険と併せて雇用保険に加入していることが確認できるところ、申立人のD社に係る雇用保険の記録は確認できない。

また、当該期間のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、D社の現在の事業主は、当時の書類は保管しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険の取扱いについて不明と回答している。

申立期間③について、E社で当該期間に厚生年金保険被保険者となっている者から、申立人の勤務についての証言が得られないほか、申立人の同社に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、当該期間のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、E社は既に破産により閉鎖されており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の在籍及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間①から③までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 32 年 8 月 31 日まで
② 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 9 月 2 日から 54 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 8 月 1 日から 32 年 8 月 30 日まで A 社、同年 9 月 1 日から 33 年 4 月 30 日まで B 社、36 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで C 社、46 年 9 月 2 日から 54 年 4 月 30 日まで D 社にそれぞれ勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社の所在地及び事業主の氏名を正確に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は昭和 30 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間の後半は適用事業所ではない。

また、申立人は、上司及び同僚 2 名の計 3 名の氏名を挙げているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に上司及び営業担当の同僚の氏名は無く、事務員の同僚の 1 名が被保険者として記録が存在するのみである上、申立人は申立期間①当時の従業員数は 40 名程度と述べているところ、同被保険者名簿に記載されている被保険者数は 30 名であることを踏まえると、当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

さらに、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が存在する4名に照会したところ2名から回答を得たが、申立人を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

加えて、A社は、現在、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、事業主も死亡していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできない。

申立期間②について、申立人はB社の事業主及び上司の氏名を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、上司（工場長及び班長）及び同僚の計3名の氏名を挙げているが、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に班長及び同僚の氏名は無く、工場長の1名が被保険者として記録が存在するのみであることを踏まえると、当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

また、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が存在する6名に照会したところ2名から回答を得たが、申立人を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、B社は、現在、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、当該事業所の元役員は申立人の申立期間②当時のことは一切覚えていないと述べており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできない。

申立期間③について、申立人はC社の所在地及び勤務内容を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録が存在する8名に照会したところ5名から回答を得たが、申立人を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、C社は、現在、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、同社の後継企業であるE社は、申立人に係る資料を保管しておらず一切不明であると述べていることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできない。

申立期間④について、申立人はD社の所在地や事業主の氏名を正確に記憶しており、同社の商業登記簿謄本の記載内容とも一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当該事業所の取締役の一人は、昭和48年9月から60年10月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当該事業所の元監査役は、当時の代表取締役及びほかの取締役は全員死亡したと述べていることから、申立人の申立期間④当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 23 日から 21 年 2 月 24 日まで
② 昭和 24 年 5 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 2 月 15 日から 35 年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務し、この間、同社 C 出張所、同社 D 出張所及び同社本社に勤務したが、申立期間①から③までにおける厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、同僚に照会したが、申立人の申立期間①における勤務実態について供述が得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失原因欄には、「昭和 20 年 9 月 23 日に退職」の記載が確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同じく昭和 20 年 9 月 23 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 2 名のうち 1 名は、申立人と同じ 21 年 2 月 24 日に同社 C 出張所で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、B 社は、申立期間①に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。

申立期間②について、申立人は A 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、同僚に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態について供述が得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失原因欄には、「昭和 24 年 5 月 20 日に A 社を解散」の記載が確認できる。

さらに、オンライン記録により、A 社 D 出張所の申立人を含む 11 名全員は、昭和 24 年 5 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、うち 7 名は、数箇月経過後に B 社本社又は同社 C 出張所等の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、B 社は、申立期間②に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。

申立期間③について、申立人は B 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間③に係る勤務実態について供述が得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失原因欄には、「昭和 32 年 9 月 1 日に B 社を解雇」の記載が確認できる。

さらに、B 社は、申立期間③に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 10 月 15 日から 33 年 10 月 15 日まで

私は、昭和 27 年 11 月 1 日から 33 年 10 月 15 日ごろまでの期間、A 社（現在は、B 社）に工員として勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が欠落している。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、毎月の給料から保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 27 年 11 月 3 日に撮影された A 社の社員旅行の写真及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく、昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 14 名確認できるところ、当該社員旅行の写真には、申立人のほかにも、同日で被保険者資格を取得した複数の同僚が確認できることから、同社は当時、一定期間内に採用した者を、同年 4 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、B 社及び A 社の最後の代表取締役は、当時の人事記録等の関連資料を保管していないとしており、申立期間①について、申立人の給与から保険料を控除していたとの供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持してい

ない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてもA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間②にA社で新たに厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、当該期間に申立人が同社に勤務していた記憶が無いと述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年10月15日の翌年の30年7月1日に当該名簿の書換えが行われていることが確認できるが、申立人の氏名及び整理番号は記録されていない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に大学を卒業してすぐに、父が経営していた A 社に入社した。当時、姉が会計事務所に勤めながら経理事務を担当していたので、同年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日までの期間について厚生年金保険の加入手続きがされていないことはあり得ない。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 3 月に大学を卒業してすぐに A 社に入社したと述べている。

しかし、申立人が入社したと主張する昭和 43 年 4 月 1 日以前から A 社に勤務していた同僚に申立人の勤務実態を確認したが、申立人が学生時代から同社で時々アルバイトをしていたとする証言は得られたが、申立人が正式に同社に入社した日を記憶する者はおらず、申立人が同年 4 月 1 日に同社に入社したとする証言を得ることができなかった。

また、申立人は、当時、経理事務をしていたのは姉で、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日までの期間について厚生年金保険の加入手続きがされていないことはあり得ないと主張しているが、その姉は、当時、社会保険の加入については事業主である父が決めていたので、申立人の厚生年金保険の加入時期について、全く記憶していないとしている上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は A 社で初めて厚生年金保険に加入し、厚生年金保険被

保険者番号を取得しているが、この時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 43 年 5 月 25 日と記載されていることが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票などの資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月から33年5月まで

夫はI職としてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、勤務していた期間の記録がすべて欠落しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務開始時期は不明ながら、昭和33年3月ごろまで、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者のうち連絡先の判明した35名に照会したところ、22名から回答があり、複数の者は、厚生年金保険に加入するのは3か月から2年ぐらいの試用期間経過後だったと供述しており、そのうちの1名は、本採用になると手取りが減るので日雇を選ぶ者もいたと供述している。

また、A社は、申立人に関する資料は一切無く、在籍についても確認ができず、当時の社会保険の取扱いについても不明であると回答している。

さらに、申立人が申立期間より後に厚生年金保険の被保険者となっているB社が保管している社員カードには、申立期間にA社の履歴は無く、C軍D部付きと記載されている。

加えて、申立人のC軍での在籍をE局、同局F事務所及び同局G事務所に照会したが、申立人の在籍は確認できず、H事務センターに保管されている同軍関係のすべての事業所の氏名索引簿を調査したが、申立人の氏名は無い。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

平成 21 年 8 月に送付された被保険者記録照会回答票に、申立期間については脱退手当金として支給済みであるということが記載されていた。

しかし、私は、A社を退職してすぐ結婚式を行ったため、退職後は結婚準備等で忙しく、また、支給日とされているころは長女を妊娠し、つわりがひどく家に閉じこもりがちであったため、退職してから一度も会社に行ったことは無い。さらに、退職後の住所を会社に伝えたことも無いのに、どのようにして私が脱退手当金を受け取ったのか不思議に思う。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその前9ページ及び後11ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年3月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている10名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7名に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失

日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さ
はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 8 日から平成元年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①において、昭和 55 年 10 月ごろD業務に係るE職としてA社に入社し、57 年 2 月ごろまで勤務した。当時、E職として 15 名ぐらいいたが、正社員はそのうち 5 名程度であった。残りは請負契約でフリーのE職であった。申立期間②において、私は、62 年ごろにB社（後に商号をC社と変更。）を立ち上げ、設立時から代表取締役役に就任した。経理などは母に任せ、私はほとんど現場に出ていた。

申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いため、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同日に資格を取得している被保険者のうち 1 名は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

また、当時の事業主は、「当時、E職は 15 名ほどいたが、正社員は 5 名ぐらいであり、ほかはフリーのE職であった。申立人もフリーのE職であったと記憶している。フリーのE職については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間について、国民

年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成元年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、B社が適用事業所となる前の期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年4月1日から23年4月1日までの期間及び40年4月1日から50年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から27年2月29日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年4月1日まで
② 昭和23年9月1日から27年2月29日まで
③ 昭和40年4月1日から50年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、年金事務所に照会したところ、A局に勤務していた申立期間①の年金は退職一時金として支給済みであると言われた。その後のB社に勤務していた申立期間②は、脱退手当金を支給した記録になっているとのことであった。また、結婚後にC社が経営するF店でパートとして勤務していた申立期間③は、「パートであっても保険を掛けてあげる。」と言われていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①及び③については、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しており、申立期間②については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D省が提出した申立人に関する人事関係書類から、当該期間とは異なる期間であるが、申立人がA局に、昭和21年8月6日から22年1月20日までの期間に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A局は、昭和 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び人事関係書類において申立人の勤務が確認できる期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

なお、申立人は、年金事務所において、「A局に勤務した期間については退職一時金として支給されていると言われた。」と述べているが、国の仕事に従事する一般事務職員の年金制度への加入については、国家公務員共済組合の前身である財団法人政府職員共済組合連合会が設立された昭和 22 年 4 月からであり、申立期間①が含まれる同年 4 月から 33 年 12 月 31 日までの期間に退職した者で勤務期間が 6 か月以上 20 年未満の者は、退職一時金を受給することができたことから、年金事務所において一般的な説明をしたものと思われる。

申立期間③について、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人がC社に勤務していた期間は、F店Eが開店した昭和 46 年 6 月ごろから 52 年 3 月 31 日までであることが推認でき、それ以前の期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「F店Eの開店に当たり、G職長になる人が自分をC社に紹介してくれた。」と供述しているが、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録によると昭和 51 年 7 月 9 日に資格取得、53 年 4 月 1 日に資格喪失、61 年 10 月 1 日に再度資格取得、63 年 1 月 1 日に資格喪失となっており、F店が開店した 46 年 6 月当時は、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、店舗管理をしていたとする同僚は、「厚生年金保険への加入については、C社本社が決めていたので、詳しいことは分からない。G職でも加入していなかった人もいたようだ。本社にお願いして、加入させてもらった人がいたと記憶している。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③を含む昭和 40 年 4 月から 56 年 5 月までの期間については、国民年金に加入しており、1 か月を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、C社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該期間に係る脱退手当金を支給したことが記録されており、支給額はオンライン記録と一致している上、計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和27年5月6日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間②に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと主張するほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 23 日から 56 年 4 月 28 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 23 日に A 社に入社し、56 年 1 月 8 日から同年 4 月 27 日までは都合により休職したものの、59 年の年末まで継続して勤務していた。同社での勤務は、B 県内の各事業所を 6 か月ぐらいの期間で転勤を繰り返したものの、申立期間を通じ C 職であり、各事業所には 2 名から 3 名の従業員がいた。

A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の A 社での総務・経理事務の担当者は「入社した者の中には、厚生年金保険の加入手続をしなかった者もいた。」と供述している。

また、上記の事務担当者及び複数の同僚によると「A 社では、雇用保険と厚生年金保険は、一体加入であった。」と供述しているところ、申立人は、申立期間において、雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、A 社を承継している B 社は、当時の人事記録及び給与関係書類は残っていないとしている上、申立人も、当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から29年7月1日まで

私は、夫から、独身時代にB市にあったA社でC職として働いたことがあるという話を聞いていたが、夫の年金記録にその会社名が見当たらない。結婚する以前のことなので在籍期間までは分からないが、統合されていない年金記録があるかもしれないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社が適用事業所となった昭和26年8月1日において、同社での厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録及び給与関係資料は保存していない。」としている上、申立人の妻も、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間の前後における厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、当該期間に係る記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA社で経理事務の仕事をしており、入社した翌年は、同社の取引先に年始の挨拶^{あいさつ}に行ったことを覚えている。

申立期間②は、B社で一般事務の仕事をしていた。また、申立期間③は、C社でD職の仕事をしていた。

これらの申立期間は、いずれも正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間について確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、当時の同僚の1人は、「入社後6か月間ぐらいは試用期間があった。その間は、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社は、「当時の人事記録及び給与関係書類を保存していない。」としている上、申立人も、当時の勤務実態及び保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、B社は、「当時の社員名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人がB社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において、C社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、C社は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、C社が適用事業所となった平成2年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私が社会保険事務所（当時）に行き、厚生年金保険の適用事業所となる手続きをした。それ以前の期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の当該期間は、国民年金の全額免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 11 日まで
② 昭和 39 年 2 月 11 日から 40 年 4 月 9 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 9 日から 44 年 5 月 ごろまで

夫は、A校を卒業後、昭和 36 年 4 月 1 日にB社に入社して以来、44 年 5 月 ごろまで同社を含めて 3 つの会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻及び兄の記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から、「当社が保管する昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 31 日までの社会保険台帳を確認したが、申立人の記録は無い。」との回答を得た。

また、B社から、「当時、当社に入社後、すぐにC社に出向させ、同社において社会保険に加入させていた取扱いもあった。」との意見があったことから、C社に照会したが、「保管している社会保険台帳、雇用保険被保険者台帳、厚生年金保険加入申込書及び資格取得届出を調査したが、申立人が申立期間①に勤務していたことは確認できない。」との回答であった。

さらに、当該期間に係るB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の兄の証言から、申立人は当該期間において、事業所名は特定できないものの、E業者に勤務していたことは認められる。

しかし、D公共職業安定所は、雇用保険の加入記録は事業所名が不明で特定できないと回答している上、申立人の兄が記憶するE会社をオンライン記録及び管轄する法務局の商業登記で確認したが、申立てに係る事業所を特定することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人の妻は、結婚前で記憶があいまいであると述べている上、申立人の兄はB社及びE会社以後の勤務先については分らないと述べていることから、申立人の勤務先は不明である。

また、当該期間の後に勤務した事業所に照会したが、申立人が作成した経歴書は無いとの回答であり、申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿において氏名検索を行ったが、同姓同名及び生年月日が一致する記録は無く、申立人の勤務先を特定できず、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月 1 日から 38 年 10 月末まで、A社で勤務していた。同社の従業員は4名から5名ぐらいであり、私は、B業務をしていたが、厚生年金保険の記録が無い。

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立期間における人事記録及び給与関係資料等を確認することができないほか、申立人が名前を挙げた同僚5名についても特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 5 月 2 日から 32 年 10 月 15 日まで
③ 昭和 34 年 3 月 2 日から同年 8 月 21 日まで

私は、平成 9 年ごろ社会保険事務所（当時）に出向き、持っているすべての年金手帳を 1 冊にまとめてもらった。しかし、その年金手帳に記載された厚生年金保険の加入期間が違っている。私は、申立期間①は A 社に、申立期間②は B 社に、申立期間③は C 社に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の先輩の証言から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記先輩は、「私も入社してから 1 年 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。当時、会社は、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続はしなかった。1 年から 2 年は皆加入していなかったと思う。それが普通だった。」と述べており、当時、A 社は、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A 社における資格取得日は昭和 30 年 5 月 1 日、資格喪失日は 31 年 5 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、B 社において被保険者記録のある同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたこ

とは推認できる。

しかし、B社は昭和31年9月30日に厚生年金保険の適用事務所になっており、申立期間②の一部は適用事業所となる前の期間である。

また、同僚に照会したところ、当該同僚の記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は1年3か月相違しており、当時、同社は一定期間経過後、厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿における、適用事業所となった以降の申立期間②について確認しても申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人は「C社で社長と一緒に仕事をしていた。」と述べているが、事業主は既に死亡しており、勤務実態について証言を得ることができない。

また、同僚に照会したが、申立人を記憶する同僚はおらず厚生年金保険料の控除に関する証言も得られなかった。

さらに、複数の同僚は、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していると証言している。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間③に申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 21 日から 53 年 7 月ごろまで
② 昭和 53 年 7 月ごろから 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 11 月 21 日から 53 年 7 月ごろまで、A 社 B 店にパート社員として勤務していた。当時、同店の新規開店に伴い採用され、F 業務をしていた。しかし、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間の記録となっていない。

また、昭和 53 年 7 月ごろ C 社に転職し、56 年 3 月 31 日まで同社 D 店において前職と同様、パート社員として F 業務をしていたが、同年 4 月 1 日付けで同社 E 本部に異動した。しかし、厚生年金保険の記録では、同社 D 店に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

いずれの期間についても、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当時の雇用形態は、パート社員だった。」としており、上記の同僚も、「申立人はパート社員として勤務していた。」と同様の供述をしているところ、A 社は、「当時、パート社員については、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と回答している。

また、A 社は、「原則として、雇用保険と厚生年金保険には一体として加入させていた。」としているところ、当該期間について、申立人の雇用

保険の被保険者記録は無い。

申立期間②について、申立人が提出した当時の写真及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社D店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当時の雇用形態はパート社員だった。」としており、上記の複数の同僚も、「申立人はパート社員だった。」と同様の供述をしているところ、C社は、「当時、中途採用のパート社員については、入社時から厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と回答している。

また、上記の同僚のうちの一人は、「当時、パート社員の厚生年金保険の加入については、本人の希望を聞いてくれたように記憶している。」と証言している。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 54 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、申立人は夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月21日から37年9月1日まで
私は、昭和36年10月21日から平成5年8月20日までA社で勤務していたが、昭和36年10月21日から37年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、経理及び社会保険を担当した元社員は、「当時は、前任者が辞めて総務担当者がいなくなり、社会保険の手續に漏れが生じていた。特に、A社B工場に勤務していた者の厚生年金保険の手續は全く行っておらず、私が、昭和37年4月1日付けで150人から200人ぐらいの者の厚生年金保険の資格取得に係る手續を行った。しかし、まだ漏れている者がいたため同年9月1日付けで申立人がいた部署や守衛等の厚生年金保険の資格取得の届出を行った。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から37年4月1日において165名、同年9月1日において16名が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の元社員が申立人と同じ部署に在籍していたとする元社員は、オンライン記録において申立人と同日の昭和37年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同時期にA社B工場に勤務していた元同僚は、「私は、A社B工場に入社は、36年9月1日だが、オンライン記録では、37年9月1日になってい

る。」と供述している。

加えて、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、資料が保管されていないことから、確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月ごろから 50 年 3 月ごろまで

私は、昭和 49 年 8 月ごろから 50 年 3 月ごろまで、A 社で B 職をしていた。在籍中は同社の寮に住んでいた。それにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に A 社に勤務していた同僚を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚として名前を挙げた同僚 2 名のうち、1 名は A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間が見当たらず、ほかの 1 名は、「私は A 社の勤務当初はパート勤務扱いであった。正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と述べていることを踏まえると、同社では、厚生年金保険の加入について個人ごとに異なる取扱いを行っていた状況がうかがえる。

また、A 社の元事業主に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について問い合わせたが、回答を得ることができず、確認することはできなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 16 日から 17 年 4 月 1 日まで
私は、平成 16 年 6 月 1 日から 17 年 3 月 31 日までA社に勤務していた。標準報酬月額が 28 万円となっているが、実際は約 40 万円の給与があったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているので標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額 28 万円と一致している。

また、事業主が申立人の資格取得時に提出した被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の標準報酬月額は 28 万円となっており、オンライン記録の標準報酬月額 28 万円と一致している。

さらに、標準報酬月額をさかのぼって訂正した形跡は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 27 日まで

私は、A社に昭和 45 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 26 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 8 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「元従業員に聞き取りを行ったところ、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではないので、国民年金保険に加入するように従業員に説明していたようだ。」と供述している。

さらに、当時の申立人が記憶している同僚については、住所や連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 4 月ごろまで
② 昭和 29 年 7 月ごろから 30 年 7 月ごろまで

私は、昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 4 月ごろまで、A 社 B 工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和 29 年 7 月ごろから 30 年 7 月ごろまで、C 社又は D 社に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社 B 工場の所在地及び勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社 B 工場の事業内容を引き継いでいる E 社は、保管している昭和 45 年 4 月以前の A 社 B 工場の退職者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できないと回答している。

また、申立人が A 社 B 工場に在籍していたとする期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚について、姓のみしか記憶していないため、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C 社又は D 社には元請会社である F 社の社員の紹介で入社したと主張し、C 社又は D 社の所在地や勤務内容を詳

細に記憶していることから、期間は特定できないものの、C社又はD社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人が主張する所在地及びその周辺に申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所としてのC社又はD社は確認できず、商業登記の記録も確認できないことから、申立人が勤務したとするC社又はD社を特定することができない。

また、申立人は、C社又はD社の同僚について、姓のみしか記憶していないため、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 30 日まで

私が年金記録を確認したところ、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険記録が既に脱退手当金として支給済みとなっていた。当時の私は脱退手当金の制度は知らず、請求した覚えは無く、退職金をもらった覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年12月の前後2年以内に資格喪失した者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5名について脱退手当金の支給記録があり、5名全員が資格喪失日の約8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年2月6日に支給決定されており、事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人はA社の被保険者資格を昭和42年12月30日に喪失後、53年11月15日に至るまで、年金制度への加入歴が無く、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4524 (事案 2475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 5 月 11 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 4 月から 61 年 5 月 11 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社では週 5 日、1 日当たり 5 時間以上の勤務の場合、厚生年金保険に加入することになっていた。今回、申立期間に私が同社で勤務していたことを証言してくれる複数の同僚がいるので、再調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社が保管している社員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できたものの、同社が保管している厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている申立人の厚生年金基金加入員資格取得日は昭和 61 年 5 月 11 日となっていること、同社が加入しているB健康保険組合における被保険者資格取得日も同年 5 月 11 日となっており、雇用保険の記録においても、申立人は同日に被保険者資格を取得していることが確認できること、及びA社では申立期間当時、パートタイマーの厚生年金保険加入条件について、一定の基準を設けていたものの、厳格な運用は行われておらず、各店舗の事情や本人の希望などにより、個別に対応していたと回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できないことなどから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 20 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人が申立期間にA社において1日につき9時から17時まで勤務していたことを証言する複数の元同僚の

証明書を提出してきたことから、これらの元同僚のうち連絡ができた者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認したところ、いずれの同僚も、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは覚えているが、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていたかは分からないと回答しており、申立人の申立期間における保険料控除は確認できない。

また、A社に申立人の申立期間当時のパートタイマーの厚生年金保険加入条件について、改めて確認したが、同社では前回調査と同様に、一定の基準を設けていたものの、厳格な運用は行われておらず、各店舗の事情や本人の希望などにより、現場の裁量で個別に対応していたと回答している。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 5 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社の嘱託社員としてB社に設置されたチームの庶務要員として勤務していた。同チームは、A社から来た男性社員2名と外注のE職がおり、女性は私一人だった。

申立期間②について、C事業所のD課においてパート職員として仕事をしていました。パート職員は私のほかに2名いた。

申立期間①及び②ともフルタイム勤務であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、当時の雇用形態について、「嘱託社員だった。」としているところ、A社は、「嘱託社員の厚生年金保険への加入について、当時、どのような取扱いであったかは分からないが、現在は、全員を加入させているわけではなく、雇用契約の内容によっては加入させない者もいる。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、証言を得ることができない上、当該期間に厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している約1,000人の中に申立人の名前は見当たらない上、当該被保険者の健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、C事業所は、「当時のパート職員に係る人事記録は保管していないため、申立人の勤務について確認できない。」と回答している上、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないため、勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができないことから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、C事業所は、「現在、パート職員については、加入要件を満たす場合には、『D』の適用事業所名で厚生年金保険に加入させているが、当時の取扱いについては分からない。」としているところ、オンライン記録によると、「D」は、昭和60年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、「D」が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年4月1日に被保険者資格を取得している複数の被保険者に照会したところ、1名が、「私は、昭和55年4月ごろからパート職員として勤務していたが、勤務開始当初から60年4月1日までの期間は厚生年金保険に加入していなかった。市の取決めにより、同年4月1日からパート職員である私も厚生年金保険に加入しなければならなくなった。同日より前の期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、当該期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 4 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 32 年 9 月 2 日から 36 年 7 月 20 日まで

私は、A社及びB社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額や被保険者期間等を、社会保険庁（当時）から昭和 36 年 10 月 16 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

また、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が勤務したA社及びB社に係る脱退手当金は、支給月数に間違いは無く、支給額も法定支給額に一致している上、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

② 平成 9 年 4 月 14 日から同年 12 月 13 日まで

A社（現在は、B社）には、F職として昭和 57 年 6 月 1 日から勤務していたはずであるが、厚生年金保険被保険者期間は同年 9 月 1 日から同年 12 月 26 日までとされており、申立期間①の記録が欠落している。

C社には、パート勤務のG職として申立期間②において勤務していたはずであるが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社にF職として勤務し、昭和57年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「当時、加入を強く希望する者のみが厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、寮では同部屋であり、かつ、F職であったとして申立人が氏名を挙げた別の同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人が同僚として別の1名の姓を挙げたが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、その姓は見当たらない。

さらに、申立期間①当時、A社に在籍していた同僚に照会したところ、回答があった者のうち、自らの在籍期間についての記憶が明確でないとする2名を除き、申立人と同じくF職であったとする3名を含むほかのすべての者は、厚生年金保険に加入する前に試用期間があった旨の回答をしている上、そのうちの1名は、入社時に、事業主から「厚生年金保険に加入

するにあつて、試用期間がある。」旨の説明を受けたとしている。

加えて、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の資料を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社が保管する入職者名簿及び退職者名簿により、当該期間において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社が保管する申立人に係る勤務報告個人票により確認できる申立期間②における申立人の勤務時間及び勤務日数が同社の一般の従業員より少なく、厚生年金保険被保険者に該当していなかったと考えられるところ、同社は、「申立人は、週30時間に満たない契約の勤務であったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

また、C社が保管する申立人に係る平成9年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②において申立人は国民年金第3号被保険者となっている上、D健康保険組合（当時は、E健康保険組合）は、申立人がその夫の被扶養者となっていたと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 36 年 4 月 13 日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間について脱退手当金が支給済みとなっていた。脱退手当金を支給されたとする時期は、B県の実家にいて受け取れるはずがないし、脱退手当金の手続を行った覚えも無く、受け取ってもいないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は申立人を含め5名おり、5名全員に脱退手当金支給記録が確認できその全員が当該事業所の資格喪失日から3か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給記録のある同僚は、「会社が手続を行い、自ら社会保険事務所（当時）に出向き脱退手当金を受領した。」としている。

さらに、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年6月19日に支給決定され、脱退手当金の支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4529 (事案 482 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで

当初の申立ての結果が出された後に、紛失していたと思っていた厚生年金保険被保険者証が見付かった。当該被保険者証には、昭和 45 年 5 月 19 日付け「脱退」の印が押されているが、私が A 社の厚生年金被保険者資格を喪失したのは 46 年 2 月 28 日である。当初審議の回答は、状況のみの判断であるが、同社から退職の際に渡されたと思われる被保険者証に、なぜ「45 年」の間違った日付が押印されているかは分からず、不自然であるため、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、同社の被保険者期間 (70 月) を基礎として計算されている申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 3 か月後の昭和 46 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに厚生年金保険被保険者証の写しを提出しているが、当該被保険者証の写しには、脱退手当金が支給済みである旨の「脱」の表示印があることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人は、上記「脱」の表示印について、日付が不自然である旨を述べている。

しかし、当該「脱」表示印の日付が昭和 45 年と表示されている理由は不明であるが、表示印については、脱退手当金の支給時に事業所を管轄する社会保険事務所（当時）が厚生年金保険被保険者証に押印するものであり、申立人の厚生年金保険被保険者証の表示印には「B」の表示が確認できるところ、これはA社の所在地を管轄する社会保険事務所であることから、日付が不自然であることのみを理由に脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4530 (事案 2474 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 20 日から平成 2 年 5 月 1 日まで
前回の申立てでは、申立期間にA社で勤務していたとする供述が得られなかったという調査結果だったが、今回、一緒に仕事をしていた同僚から証言を得たので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社は、厚生年金保険の加入条件について、「パート・アルバイト社員の厚生年金保険の加入条件は、週に 30 時間以上勤務する場合に健康保険と厚生年金保険に加入させ、雇用保険についても週 20 時間以上勤務する場合に加入させていた。」としているところ、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は申立期間当時の人事記録等の資料は保管していないとしており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除を確認できないことなどから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 20 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人が名前を挙げた元同僚は、申立人はA社に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかつたため、保険料控除について確認できない。

また、元同僚は、申立期間において申立人と一緒に勤務していたと供述しているが、オンライン記録によると、元同僚に係る当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月ごろから 32 年 5 月ごろまで
② 昭和 32 年 5 月ごろから 33 年 8 月ごろまで
私が年金の記録を確認したところ、申立期間①にC職として勤務していたA社の記録と、申立期間②に勤務していたB社の記録が欠落していることが分かった。納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の事業主及び業務内容を詳細に記憶している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、申立人が記憶する所在地において、商業登記のほか、管轄の保健所及び警察署での営業許可等も確認できない上、申立人は「A社は店舗名（屋号）であり、法人名は記憶していない。」と述べていることから、同社及び事業主から、厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 8 月 1 日からであり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できるところ、同僚は、申立人は同年 8 月以前に退職していると供述している。

また、上記同僚は、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から保険料の控除があった覚えは無く、自身の厚生年金保険の記録についても相違は無いと回答している。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主、総支配人等の所在も不明であることから、これらの者から厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 7 月 31 日まで A 社で事務職として働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社は、E 事業所で事務職は私を含めて 4 人ほど勤務しており、C 線 D 駅から送迎バスで通勤したことを覚えている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社において勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録は、昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 2 月 2 日までとなっており、それ以降の期間について、同僚に照会したが、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A 社は、「申立期間当時、入社してから 3 か月間は試用期間であり、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している。

さらに、同僚 2 名は、「入社してすぐには厚生年金保険には加入させてもらえず、試用期間があったと思う。」と述べている。

加えて、A 社が加入する B 厚生年金基金によれば、当該基金における被保険者資格取得届は複写式であったとしているところ、厚生年金基金及び健康保険の加入記録は確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料について控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4533 (事案 3431 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月10日から41年3月30日まで
前回の申立ては、A社及びB社の2社であったが、A社について厚生年金保険の被保険者として認められないのは、納得できない。新しい証拠や証言は無いが、再度申し立てるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社においてC職をしていたとする者は、「私は日雇として1年ぐらい働いた後、当時の営業部長から勧められ正社員の道を選んだ。当時は、日雇のC職が多かったように思う。」と述べており、同社の事業主の代理人は、「C職には、正社員のほかに、アルバイトC職があり、これらの者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は申立期間において正社員のC職として勤務していたと述べているが、A社でD業務をしていたとする者は、「正社員であれば、D業務のときは、C職の要望を聞きながら作業を行う。申立人からD業務の依頼を受けた記憶が無いので、申立人は正社員のC職ではなかった可能性が高い。」旨を供述している。

さらに、申立人と同じアパートに同居していたとする同僚のC職は、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づく平成22年7月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな証拠や証言は無く、A社について厚生年金保険の

被保険者として認められないのは、納得できないと申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月中旬ごろから23年7月中旬ごろまで
私は、A社において昭和22年1月中旬ごろから23年7月中旬ごろまでB職として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していたA社在職中の写真、申立人が挙げた事業主及び上司の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によるとA社は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、22年1月から23年5月までは適用事業所でないことが確認できる上、同年6月1日に被保険者資格を取得した31名は、同年7月29日に厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A社は現存しておらず、同社の事業主も既に死亡している上、申立人が氏名を挙げた経理担当者は既に死亡し、上司については連絡先が不明のため、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。